

財政問題百話

本多精一著

東京
富山房發行

昭13
A
515

松田源治叢書

著一精多本

財政問題百話

全

東京

社會資合

富山房

(年四十四第册)

財政問題百話

DG12
6



序

國運振はざるに非ず、民力疲弊せるに非ず、苛斂
誅求の愁訴なきに非るも、國庫の収入は年と共
に加はり、民業沈滞の煩悶なきに非るも、國民の
所得は漸を以て進む、而して尙政府は財政難に
苦しむ、國民は經濟難に悩む、根因なきを得ざる
なり、乃ち此の書を著はす。

明治四十四年七月

著者 識

738973

財政問題百話

目次

一、	財政……………	一頁
二、	財政問題とは何ぞ……………	四
三、	財政整理の意義……………	八
四、	財政家の本領……………	二
五、	新日本の財政……………	一五
六、	財政策と財政術……………	一八
七、	財政計畫と政黨……………	二二
八、	財政の走馬燈……………	二四
九、	公債の整理……………	二七

目次

一〇、公債相場……………三

一一、財政と財界……………四

一二、四分利公債……………七

一三、財政計畫と銀行者……………〇

一四、日露戦後の五年間……………三

一五、鐵道融通證券……………四

一六、鐵道廣軌改築……………五〇

一七、廣軌改築の時期……………五

一八、鐵道財源と外債……………五

一九、事業計畫と繰延……………五

二〇、積極的方針……………六

二一、國庫補助(其二)……………五

二二、國庫補助(其二)……………六

二三、地方財政の整理……………七

二四、義務教育費の負擔……………七

二五、義務教育費と國庫……………六

二六、地方税の整理(其一)……………八

二七、地方税の整理(其二)……………八

二八、土地増價税……………八

二九、普魯西の地方税改革……………九

三〇、地方債の整理(其一)……………九

三一、地方債の整理(其二)……………九

三二、外債の自然的増加……………一〇

三三、在外正貨……………一〇

三四、 金準備の戦争……………一〇七

三五、 金本位と金貨國……………一〇

三六、 公債の利率……………一三

三七、 特別會計……………一六

三八、 當局者の財政觀……………一九

三九、 財政上の秘密……………二三

四〇、 歳計豫算……………二六

四一、 決算と政府の責任……………二九

四二、 豫算委員會……………三三

四三、 國民生計問題 (其一)……………三五

四四、 國民生計問題 (其二)……………三八

四五、 勤儉貯蓄の獎勵……………四一

四六、 國庫預金部の資金……………四四

四七、 政府の借金根性……………四七

四八、 小口保險官營……………五一

四九、 施藥救療資金……………五五

五〇、 救貧と防貧……………五九

五一、 所得税法……………六三

五二、 地租割と地價割……………六六

五三、 獨占會社と獨占稅……………六九

五四、 日本銀行と取引所……………七三

五五、 烟草專賣收入……………七五

五六、 郵便收入 (其一)……………七八

五七、 郵便收入 (其二)……………八二

五八、 國費整理の一端 (其一) 二八四

五九、 國費整理の一端 (其二) 二八七

六〇、 軍備費 (其一) 二九〇

六一、 軍備費 (其二) 二九四

六二、 生産的公債 二九七

六三、 生産調査會 三〇〇

六四、 ローヤル・コムミッション 三〇三

六五、 國民の財政思想 三〇六

六六、 大藏大臣 三一〇

六七、 財政通 三一三

六八、 桂公の財政策 三一六

六九、 政友會の役廻り 三一九

七〇、 相場師の苦情 三二三

七一、 國民黨の財政觀 三二五

七二、 官業主義 三二八

七三、 半官半民事業 三三一

七四、 製鐵所 三三四

七五、 今後の公債募集 三三八

七六、 還債と募債 (其一) 三四一

七七、 還債と募債 (其二) 三四四

七八、 兌換券の増發 三四八

七九、 租税の徴收と遁脱 三五〇

八〇、 豫算の今日主義 三五四

八一、 公債下落すれば 三五七

八二、 今後の増税……………二六〇

八三、 内閣交迭と財政……………二五三

八四、 財務調査會……………二六六

八五、 商業會議所 (其一)……………二六九

八六、 商業會議所 (其二)……………二七三

八七、 手形交換所……………二七六

八八、 實業家の嚮背……………二九〇

八九、 民衆の豫算案……………二八二

九〇、 社會政策と財政……………二八五

九一、 穩健なる活動……………二八八

九二、 水と酒……………二九三

九三、 清國の借款……………二九六

九四、 英國貸さずば……………二九九

九五、 地方自治……………三〇一

九六、 自治體の營業……………三〇五

九七、 地方財政の監督……………三〇九

九八、 財政困難の意義……………三二三

九九、 國家百年の長計 (其一)……………三二五

一〇〇、 國家百年の長計 (其二)……………三二九

(目次終)

財政問題百話

本多精一著

一、財政

樹を見る者は林を見ず、財政を論ずる者動もすれば一端を見て全局を見ざる過に陥り易し、政府の經常歳出入を見る者は臨時歳出入をも見ざる可らず、一般會計を見る者は特別會計をも見ざる可らず、公債を見る者は租税をも見ざる可らず、租税を見る者は官業をも見ざる可らず、而して中央財政を見る者は同時に地方財政をも見ざる可らず、財政信用の増進と曰ひ財政基礎の鞏固と曰ふ、是等全局の觀察を俟て始めて之を説くべきのみ、今の財政を處理す

る者、往々にして功を急ぎ名を求め、一端の信用を見て全般の不信用を見ず、一局の整理を見て全局の不整理を見ず、必ずしも見るこゝと能はざるに非ず、之に處する所以を知らざるなり、偶ま之を知るも斷ずると能はず、是に於てか當局者の財政觀は如何なる場合にも樂觀的なり、施すに策なく、策あるも施すの勇なし、樂觀は蓋し已を得ざるに出づ、破産に瀕せる以太利政府の財政を救ひたるは大藏大臣ソンニエーノの議會に於て赤裸々の財政事情を告白したりし勇氣なり、英斷なり、熱誠なり、而して官民の協戮遂に財政整理の効果を收むるを得たり、敗れたりと雖も露國はさすがに大國なり、戦後勿々國民議會に於けるウキツテ伯の財政難に關する告白は、戦勝國政府者の樂觀演説よりも遙に殊勝に聞えたり、畢竟財政の信用は不可分的なり、經常歳入が經常歳出に超過すると八千五百

萬圓の多きを示せりとして、財政の基礎は爲に鞏固なりと謂ふ可らず、翻て一億四千餘萬圓の臨時歳出を構成する費目の繼續的性質に着眼せざる可らず、一般會計に公債募集の必要なしとして非募債方針は一貫せられたりと謂ふ可らず、翻て特別會計に於ける公債募集の必要に着眼せざる可らず、公債相場の高さのみが財政の信用を維持するに非ず、高き公債相場の裏面に於て國庫が如何に苦しき遺線を重ねつゝあるやを知らざる可らず、租税が如何に重き負擔を加へつゝあるやを知らざる可らず、租税の名に於て徴收せらるゝものゝみが國民の負擔に非ず、政府の鹽專賣は變裝したる鹽税なり、烟草專賣は變裝したる烟草税なり、抑亦中央政府の歳出のみが國民負擔の全部に非ず、中央政府の歳出以外、府縣市町村の經費は現に二億三千餘萬圓の多きに上り、地方税の負擔既に甚だ

輕からず、世の財政を見る者、是等全局の事情を通觀して以て財政の難易を知り、之が整理を策するを要す、財政眼は千里眼たるべし。

二、財政問題とは何ぞ

英國の名士ジョン・モーレーは宗教と租税とは古來人類の革命運動を挑發したりし二大動力なりと曰へり、宗教問題は精神上の迫害よりして革命運動を挑發し、租税問題は物質上の迫害よりして同じく革命運動を挑發せるの謂なり、宗教問題は此に言はず、租税問題即ち廣くしては財政問題の影響する所や大なり、縦ひ革命運動の如き極端なる歴史上の事例を別とするも、財政に關する國民の注意峻刻を加ふるに連れ、財政問題の政治上及び社會上に於ける地位は益重要ならざるを得ざるなり、民をして依らしむべし

知らしむべからずとは東洋古流の施政術なり、立憲の今日、財政の事尙動もすれば知らしむ可らずの主義に偏せんとする傾向無きに非ず、畢竟一般國民の財政問題に關する注意峻刻を缺くの然らしむる所なり、租税の輕からんことを欲して、何が故に輕からざるやを究めず、口に財政整理の流行語を傳唱するも、何が故に財政整理の行はれ難きやを問はず、財政問題あるを知りて之が根本的解決の方策を講せざるが爲なり、一般國民の冷澹にして無頓著なるは、局に當る者に取ては極めて便利なる事情と謂ふべけんも、斯かる事情の下に在る間は、財政問題は到底解決の機會に逢着すべくもあらず、一旦負擔に堪へずして覺醒の已む無きに至るに於ては、財政問題は最早單純なる財政問題たること能はじ、財政問題は政府政黨の私すべき問題に非ずして租税負擔者の解決せざる可らざ

る問題なりと知るべし。さて財政問題の内容を按ずるに、其の一は歳入不足の問題なり、歳入不足と曰へば、五億五千二百餘萬圓の總歳出は一枚の公債をも發行せずして經常臨時の總歳入により支辨せらるゝに非ずやと云ふ者あらん、然れども、こは一般會計だけの事なり、一般會計の外に特別會計あり、特別會計の中に於ても、鐵道會計と朝鮮會計とは公債募集か國庫金の遺繰りに依賴するに非れば、現在にても其の歳入缺陷を補填すること能はず、況や今後鐵道には廣軌改築を施こし、朝鮮には經營事業の益其の歩を進めんとするに於てをや、其の二は租稅負擔の問題なり、租稅の負擔は今日に於ても既に國民愁訴の標的たり、故を以て稅制整理は政府も政黨も之が必要を否認せず、而かも歳入不足の現情を以てして減稅は果して可能なるべきや否や、今後の歳入不足に處せんが

爲重ねて増稅の必要に迫らるゝこと無きや否や、若し之ありとすれば、如何にして稅源を發見し得べき、問題は現在の問題にして同時に將來の問題なり、其の三は公債整理の問題なり、公債整理は桂内閣の生命とせる所なるも、其の所謂整理なるものは國庫内の遺繰によりて假りに姑く公債の募集を避けたること、租稅の輕減を圖らずして公債の償還を急ぎたること、外債を増加して以て内債の借換及び償還を試みたること、に外ならず、而して是すらも既に遂行の困難に逢着せざるを得ざりき、今後は如何、其の四は地方財政の困難なり、地方公共團體の歳出比年膨脹を重ね、而かも稅源窮乏し、地方債の發行も亦現情を以てしては殆んど不可能なり、中央政府の所謂低利資金の融通なるもの未だ市町村の財政難を救濟するに足らず、如何にして今後に處すべき、凡そ是等の諸問

題は現在より將來に亘り中央より地方に及び、又外國に對する日本財政の信用にも關し、姑息なる彌縫策の能く解決し得る所に非ず、總じて之を財政問題と曰ふ、財政問題は國庫歳出入の問題たると同時に、國民の權利義務より之を觀れば、政府に對する信任と不信任との岐るゝ政治問題にして又其の直接間接に國民生活に及ぼす影響より之を觀れば、一面には即ち重大なる社會問題なり。

三、財政整理の意義

千八百六十四年リチャード・コブデンがクリミア戦後の英國財政整理に關し藏相グラッドストーンの功績を賞讃したりし評語は興味ある譬喩なり、コブデンはクリミア戦後の財政事情を形容し、國民の負擔は、恰かも馬が膝の前にも眼の上にも尾の先にも荷物

を纏ひ附けられ、歩行困難の窮境に在るが如かりしと譬へ、グラッドストーン一たび出で、財政整理に着手せるや、馬の惱める部分に纏はれたる荷物は悉く之を取て其の負擔し易き背上に積み換へたれば、馬は従前よりも却て重荷を負へるに拘らず、苦痛なくして之に堪ふるを得たりと曰へり、蓋し財政整理の眞意義自から髣髴として此の評語中に看取せらるゝを得べけん、財政の整理は經費の節減のみを意味せず、又租税の輕減のみを意味せず、整理には消極的方面あると同時に積極的方面もあり、然るに世の政治家政黨者流往々にして或は積極的方針を提唱し或は又消極的方針を主張す、共に偏頗の見たるを免かれざるなり、租税は重きよりも輕きが善し、公債は多きよりも少きが善し、然れども重からざるを得ざる租税をして出來得るだけ容易に國民に負擔せしめ、多からざる

を得ざる公債をして出来得るだけ容易に國家に負擔せしめんことは、積極的方針のみの能くする所に非ず、又消極的方針のみの能くする所にも非ず、若し積極的方針或は消極的方針の孰れかのみを以て活ける財政を處理し得べくんば、世に財政策ほど容易なるは無い、是れ整理に非ず政策にも非ず、積極消極の争の如き畢竟無用の論辯のみ、例之ば公債の整理と曰ふも、若し公債の募集を止め公債價格を高うすることのみが公債整理の眞意義なりとすれば、公債整理は到底出来ぬ相談たるべし、何となれば、如何なる國家も永久に公債募集を避くること能はず、公債募集を避くること能はざれば、募債の爲に公債價格は當然之が影響なきを得ざればなり、税制整理とても亦然り、現行の租税を軽減することのみが税制整理なりとすれば、税制整理も亦出来ぬ相談なり、何となれば、政府

の歳入は現に不足の計算を示しつつ、あればなり、よし此の計算は經費の節減若くは歳出入豫算の新たなる按排によりて收支の適合を見るべしとするも、歳計膨脹の趨勢今日の如く顯著なるに當て、現行税の軽減のみを意味する税制整理を斷せんとは、用意深き財政家の敢てせざる所なるべし、右に失うて左に得甲を捨て、乙に就く、之を是れ整理と曰ふ、財政の整理亦此意に外ならざるなり。

四、財政家の本領

財政家は主計官に非ず、收税吏に非ず、財政家は政治家中の政治家たらざる可らず、其の本領や俗流政治家と自から選を異にせざるを得ざるなり、國庫の歳出入を適當に按排するだけのみならば、算數に明るき頭腦を以て足れり、遺線に巧みなるだけのみならば、

今日の實業家中にも自から其の人あるべし、若し又銀行者實業家を操縦するだけのみならば、財政家の勤勞は畢竟巧言令色に外ならざるべし、然れども是れ豈に財政家の本領ならんや、由來財政々策の及ぶ所、經濟界は言ふも更なり、社會の平和國民の福利、延ては國家に對する國民の道義的觀念にも影響せざるを得ざるが故に、財政家たらん者は國庫歳出入の按排以外、時の財政々策が經濟上社會上並に國民道徳上に與ふる結果の如何に着眼し、國民と共に財政を處理し、國民と共に健全なる財政策の利益を享有するの覺悟なかる可らず、國民の利益幸福を離れて財政を處理せんとすれば、財政家は主計官若くは收稅吏以上たること能はず、而して其の財政策は則ち政府單本位の財政策たるべし、英國現内閣の商務院長官シドニー・バクストン氏はグラッドストーンの秘書として久し

く氏に親炙したりし一人なり、其の著書中財政家としてのグ氏を評論せる一節に曰く、『氏の驚くべき天才は財政をして通俗的ならしめ、國民一般をして財政を理解せしめたり、氏は實に全英國に對して財政の重要な所以を教へたり』と、此の數言の中に於て大財政家としてのグ氏の面目自から髣髴たるべし、國民が善く財政を理解し、財政事情の看過すべからざるを自覺するまでは、財政は主計官の財政たるべく、收稅吏の財政たるべし、之を理解せしめ、又自覺せしむるは即ち財政家らしき財政家の任務なり、而して後財政家は始めて國民の同情及び協戮を期待するを得べけん、グラッドストーンは一面極めて濃厚なる君子人にして、一面は勇往邁進の奮闘家なりき、バクストン氏は此の性格を叙して曰く、『氏は財政計畫を立案するに當り、時には種々の疑惑を抱き容易に決し兼ねる状態

に在るも、一たび自から信ずる所あるに及びては、斷乎として信念を貫徹するに努め其の成功に關して何等の疑を挾まず」と、故にグ氏の長き政治的生涯中には頗る頑固なる性格を暴露したること尠からざるに拘らず、財政家として敵も味方も同様に氏の手腕に服したるは、畢竟グ氏の財政策が其の基礎を産業の發達社會の福利及び國民の道德等廣き地盤の上に置き、國民をして財政を知らしめ、知りて而して其の力を致さしめたるの誠意と熱心とに因由せずんばあらず、グ氏の常に心を勞したる所のものは、財政と英蘭教會チヤイランドなりと傳へらる、而して是れ實にグ氏をして財政家として其の大を爲さしめたる所以なるべし、財政の整理既に難し、財政家らしからざる財政家として之に當らんこと更に難し。

五、新日本の財政

日清の役ありて後十年更に日露の役あり、此の間無遠慮に膨脹したるものは政府の財政なり、其の總歳出は近十年間に於て約三億四千萬圓の増加にして租稅だけにて二億に近き増徴なり、財政の膨脹は民力内に充實して外歳出入の増加を來たせるに非ず、財政は財政として獨り先づ膨脹し、財政膨脹の結果、外には外國債募集の増加となり、内には外債資金撤布の増加と爲り、經濟界に對して屢々異常の刺戟を與へつゝ、以て今日に至れり、故に現時の財政經濟を以て人身に譬ふれば、財政は頭腦にして經濟は手足なり、頭腦の欲するがまゝに手足はたゞ命是れ從はざるを得ざるなり、而かも現時の状態は確かに腦充血の徴症あり、政府は租稅の自然

増収を喜び公債相場の騰貴を誇りつゝありと雖、國民には租税請求の愁訴あり、中産以下の商工にして租税負擔に堪へずして店舗を閉ぢたる者比年相踵げり、公債相場は騰貴したりと雖、國民の企業は萎微振はず、是れ豈に頭熱足寒の病的徴症に非ずや、郵便貯金の吸集は政府の最も意を用ふる所、之が爲に特に貯金奨勵費までも支出して以て國庫預金部の資源を厚うし、依りて以て財政上遺繰の用に供しつゝあるに非ずや、而して斯く吸集せられたる貯金の一小部分を割愛して殆んど愛矯的に各地方に分配し、低利資金融通の名に於て地方公共團體、産業組合及び農工銀行に融通すと雖、其の所謂低利資金の額なるものは、明治四十三年度までに於て三千萬圓と稱せられ、明治四十四年度に於て二千萬圓と豫定せらるゝに過ぎず、而して郵便貯金の大部分は獨り國庫の利用し融通

する所たり、亦國民貯蓄の利用に於ける腦充血的、頭熱足寒的徴症と謂ふ可らずや、是れ現時の財政状態なり、新日本の財政方針は此の病的徴症に對して根本的治療を試みざる可らず、財政經濟の調節と曰ふ、畢竟現時の頭熱足寒的病態を變じて頭寒足熱的常態に回復せしめんとするの謂に外ならず、惡税を撤廢し重税を輕減し、租税の賦課をして國民の最も負擔し易き部分に對し最も負擔し易き方法を取らしむる如き、公債相場の高きにのみ執著せずして國民企業の堅實なる發展を劃策する如き、民業に對する官業の壓迫を除却して國民資本の有効力を増進せしむる如き、或は又國民貯蓄に對する政府の獨占的利用手段を改むる如き、是れ皆財政經濟の調節を目的とする財政策に非るはなし、困難はたゞ斷の一字に在るのみ。

六、財政策と財政術

策とは政策の謂にして術とは術畧の謂なり、財政には必ず政策なかる可らず、然れども術略ある可らず、政策は主義を以て始まり主義を以て一貫し而して主義を以て終る、術略は臨機應變にして主義の何たるを問はず、曰く彌縫、曰く遺繰、曰く假裝、曰く操縦、故に政策は徹底的にして術略は姑息的なり、政策は功を久しきに期し術略は必ず其の窮する所あり、策と術との同じからざる、世の財政を見る者の心して識別せざる可らざる所なり、方今財政の憂は財政上の術略餘りに多くして財政上の政策に乏しく、財政家を以て目せらるゝ者亦多くは術畧家に過ぎざるに在り、税制を根本的に整理して國民の負擔を輕易ならしむるは之を主義ある政策に俟

たざる可らず、然れども斯かる主義ある政策に關しては政府政黨共に未だ何等の定見を有せず、一の所得税法改正さへも之を斷ずると能はざる事情の下に在るに非ずや、而して財政術に至りては之を弄すること甚だ巧妙なるの觀あり、世間呼んで敏腕と曰ひ妙手と曰ふ、蓋し術畧家としての謂なり、術畧には誠意なし、誠意なきが故に同情なし、故に政府は政府たり國民は國民たり、政府は租稅徵收の少しにても多からんことを欲し、國民は其の少しにても少からんことを欲す、政府の試むる所のものは國民は冷評嘲笑を以て之を迎へ、術略一たび豫期に反して其の功を奏せざるに至ては則ち國民は竊かに快哉の感を抱きて之を罵るの觀あり、恰かも奇術師の興行を見るが如し、斯の如くにして國民の協贊を以て生命とする財政整理の難業は何の日か之れが成功を期すべけんや、五

分利公債の低利借換の如きは公債整理上の一大重要事件に屬し、其の成功と否とは利害の關する所甚だ廣くして且つ深からざるを得ざるが故に、國民の之れを見ること頗る深切なるべきに拘はらず、近時四分利公債相場之崩落となりて借換計畫の破綻何人にも看取せらるゝ所となるや、世論は唯冷評を以て當局者に加ふるのみ、復た今後の財政に關して深憂を抱く者あるを見ず、財政に對する國民の注意周到ならざるの然らしむる所なりとするも、國民をして財政の難局に關して頗る冷澹なる心事を抱かしむる所以のものは、當局者たるもの功を急ぎ名を求め、餘りに術略を弄するに過ぐればなり、術略を弄するに過ぎて誠意の認むべきもの無ければなり、ジョン・モレーはグラッドストーンの財政策を評して天才に非ず勇氣なり、廣大なる主義の上に生れたる勇氣なりと曰へ

り、誠意なき勇氣を蠻勇と曰ふ、蠻勇は財政上の禁物なり、否、政治上の禁物なり、世の政治家財政家を以て自から任する者、三省して可也。

七、財政計畫と政黨

吾國には政黨内閣なし、而して内閣政黨あり、政黨内閣の主動者は政黨にして内閣政黨の主動者は内閣なり、政黨内閣の生命は政黨の主義政見なるが故に、政黨内閣の國に在ては政黨には必ず一定の財政方針なきを得ずと雖、吾國の如き政黨内閣なくして内閣政黨ある國に在ては、政黨として一定の財政方針を把持すれば、黨の大を爲すこと能はず、政友會が政黨として其の大を爲せるは、政友會に動かす可らざる主義政見なきが故なり、殊に政綱中最も重

要なる財政方針に關して何等把持する所なきが故なり、政府政友會の情意投合と曰ふも、情意投合は今更の事に非ず、政友會は本來情意投合の產物なり、而して其の大を爲せるは政友會が常に己を空うして内閣政黨の實を示しつゝあればなり、西園寺内閣が前桂内閣に代れるも、桂内閣が西園寺内閣に代れるも、若くは又第二の西園寺内閣生まるゝとも、此の異動は政黨内閣の國に於て普通に唱へらるゝ政變若くは内閣交迭を意味するに非ず、政黨々勢の消長が内閣の異動を伴ふに非ずして、内閣に對する去就が直ちに政黨の黨勢に影響する變態に屬すればなり、斯かる内閣政黨國に於て、殆んど唯一の政黨と見るべき政友會に對して其の把持する財政方針の何たるを問はんとするは抑も無理なり、政友會に強ふるに一定の財政方針を以てするは、政友會に對して其の唯一の誇と

する大政黨の看板を擲棄せよと強ふるに同じ、政黨に對する要求としては尤もなる要求なるも、政友會としては背に腹は代へられじ、國民黨に至りては泣くも笑ふも少數黨なり、隨うて其の立脚地は絶對的に自由なるべき筈なり、立脚地自由なれば主義政見の聞くに足るものもあるべき筈なり、其の之なきは國民黨が未だ政黨の體を具へざればなり、政友會を以て烏合の集團とすれば國民黨も亦烏合の集團なり、故に内紛私争常に黨の醜態を暴露す、政黨として是有るまじき事なり、是に於てか財政計畫は政府と一部實業家との妥協によりて定まる、政黨あるも無きが如く、議會あるも無きが如し、見よ桂内閣は年々手形交換所聯合會席上に於て豫算案の骨子を發表せるに非ずや、而して銀行業者等は政府案に對する賛成の決議さへも爲せるに非ずや、政黨は唯此の喜劇を傍觀する

のみ、最後の報告に接するのみ、情意投合の名の下に協賛を強ひらるゝのみ、政黨ありての内閣に非ず、内閣ありての政黨なり、内閣政黨とは是の謂なり、政黨として財政方針の把持するもの無き、怪むべきが如くにして實は怪むを要せず、之を怪む者は現代の政黨を買ひ被れる者なり。

八、財政の走馬燈

事業計畫の後に事業繰延あり、事業繰延の後に事業計畫あり、公債募集の後に公債償還あり、公債償還の後に公債募集あり、増税の後に減税あり、減税の後に増税あり、膨脹より整理と爲り整理より膨脹と爲る、近時の財政は恰も走馬燈の如く、彼も一時是も一時、嚴格なる意義に於ける財政計畫なく又財政方針なし、財政の憂實に此

に存す、辯ずる者往々國情の變轉を説く、然り、國情の變轉は歴史上の事實なり、然れども國情は一年二年にして意料外の變轉を示すに非ず、誰か日露戦後の國情が幾變轉を示せりと爲す者ぞ、而かも財政計畫及び財政方針は此の間に於て變動に次ぐに變動を以てせるに非ずや、何人か一貫せる財政方針を看取し得るや、日露戦後の西園寺内閣は戦後經營を標榜して起ち、而して戦後財政の處理に窮して仆れたり、是に於て桂内閣財政整理を標榜して代り、而して其の財政計畫遂に一般國民の輿望に副ふこと能はず、人心既に倦み復た一新の途なし、第二の西園寺内閣再び組織せらるべしとするも財政方針は恐らく前内閣の計畫を踏襲するの外なからん、之を踏襲するに非れば新内閣は存立すること能はざればなり、故に桂内閣と西園寺内閣との交代は、財政方針の一新を意味するに

非ずして、事業繰延後の事業計畫を意味し、公債償還後の公債募集を意味し、減税後の増税を意味し、整理後の膨脹を意味す、是れ以上の意義なく是れ以外の意義なし、是れ姑息なる財政策に伴ふ必然の結果にして、内閣ありて政策あるに非ず、必然的趨勢に餘儀なくせられて偶ま内閣の交代を見るのみ、何人が内閣を組織するも、極端なる膨脹の後には勢ひ整理の必要なきを得ず、而して姑息なる形式的整理の後には再び膨脹の原状を見ざるを得ず、人工的に公債相場を釣上げたる後には之が必然の反動なきを得ず、必要ある公債をも募集せざりし後には、公債募集の常道に復歸するの時なきを得ず、財政をして走馬燈に類せしむる所以のものは確定抜く可らざる方針なきが故なり、財政をして機會主義今日主義の玩弄物たらしむるが故なり、政府が財政を處理するに非ずして財政が

政府を處理するが故なり、斯の如くんば、内閣は幾たび交代するも、財政事情は廻る環の如く、何の日か之が整理を期待し得べき、其の故他なし、事業計畫と曰ふも確實なる財源ありての計畫に非ず、財政の膨脹と曰ふも充實せる内容ありての膨脹に非ず、而して事業の繰延と曰ひ財政の整理と曰ふも、姑息にして又形式に失し、右に整理を唱へつゝも左に遺繰を重ねつゝあればなり。

九、公債の整理

國債の整理は明治三十九年時の西園寺内閣が國債整理法を設け、減債基金制によりて以て日露戦時に増發せられたる内外債の整理を計劃したるに始まる、然れども減債基金制の創設者たる西園寺内閣は却て國債相場の崩落に會して仆るゝの奇觀に終りた

り、桂内閣の之に代るや、國債相場の回復を策するを以て政綱の第一と爲したるは、人心更新の術策としては着眼宜しきを得たりと謂ふべきも、桂内閣は不幸にして餘りに功を急ぎ、其の假りに宣明したりし國債整理策に關して自縛自縛の窮地に陥るの已を得ざるに至りぬ、其の所謂國債整理策とは、公債を募集せざることを其の一なり、毎年五千萬圓以上の公債を償還すること其の二なり、五分利附内國債を四分利に借換ふること其の三なり、桂内閣の財政上に於ける生命は其の既に標榜し又着手したる國債整理計畫の運命何如に懸る、而して其の運命如何は最早未決の懸案に非ずして殆んど既定の事實たり、非募債方針は一般會計に於ける方針なりと曰ふも、此の方針は同時に特別會計をも拘束せざるを得ざりき、一般會計の爲に發行する公債にても、特別會計の爲に發行する公

債にても、公債の發行が公債相場に影響する點に於ては固より相異なきが故に、既に一般會計に於て非募債を宣明したる以上は、特別會計の爲と稱して公債の發行に出でんことは、非募債方針の宣明者たる政府としては忍びざる所なるべし、是に於てか事實上年々公債募集の必要ある鐵道特別會計は、預金部よりの融通を以て姑息ながらに彌縫せられ、二十七議會に於て新たに鐵道短期債券の發行を是認したるも、公債の名を避けたる短期債券なるもの本來滑稽の沙汰なり、而して果して募集に成功し得るや否や、よし成功し得るとも、結局は公債を以て短期債券を整理するの外なかるべし、其れ迄は鐵道費の融通は依然遺繰を繼續するの外なし、非募債方針は結構なる方針ながら、此の方針の反面に遺繰の窮手段あるに於ては、折角の方針も、揭羊賣狗に異ならず、年々五千萬圓以上

の國債を償還することも、償還其ものを不可なりとは曰はず、たゞ財政は活物なり、今年五千萬圓を償還し得るとも、明年之が餘裕を見ざるもあるべし、強て五千萬圓以上と豫定せるは、是亦遺繰の必要を豫定せるに同じ、整理策として巧妙に似て巧妙に非ず、自繩自縛とは是の謂なり、若し夫れ五分利内債の四分利借換に至りては、四分利公債相場近時の崩落が何よりも有力なる失敗の宣告たるべし、外債金の援助を假りてさへも借換計畫の破綻尙此の如し、強て之を繼續せんとならば、五分利内債の全部を外國債に移すの外なし、而して國債整理の結果は事實上外債單本位と爲るの外なけん、今の所謂國債整理は此の徑路に向つて其の歩を進めつゝありと知るべし。

一〇、公債相場

公債相場は財政事情の反影なり、高かるべくして高く低かるべくして低し、公債相場の低きは、株式會社に取て株券相場の低きが如く、國家に取て喜ぶべき事に非ず、然れども國家の信用が根柢より破壊せられざる限り、低き公債相場も永久に低きを維持すべきに非ず、公債相場低ければ政府は新規公債の募集に便ならざるが故に之を見合すの外なく、公債募集を見合せば、租税によりて歳入の缺陷を補填するか、若くは政費を節減して歳出入の適合を期するか、或は兩者併せ用ゆるか、何れにしても公債募集以外に財政の根柢を養ふの手段に出づべきが故に、此の手段の奏効する曉に於ては、公債相場は當然回復の傾向を呈せざるを得ざるなり、或る意

味に於ては公債相場は最も有力なる財政の監督者なり、政府に取ては議會よりも怖るべし、議會は欺くべきも、計數は欺くべからず、欺くべからざる計數を欺き、強て公債相場の高きを求めんとすれば、如何はしき株式會社が其の株券相場を釣上ぐるの陋を學ばざるを得ず、政府として相場師の行に習はんと、苦々しき限ならずや、經濟上普通の順序を以てすれば、公債相場騰貴すれば株券相場連れて騰貴し、株券相場騰貴すれば事業界は連れて繁榮を加ふべき筈なり、明治二十六七年に於ける吾國の經濟事情は確かに此の自然的順序を事實の上に證明したりき、然れども世には理外の理あり、公債相場が財政事情に頓着なく、獨り餘りに高きを示せば、高き公債相場は財政に對する樂觀の理由とならずして却て不安の原因たることあり、次に來るものゝ何たるを氣遣へばなり、之を氣遣

ふが故に隠れたる財政事情を詮索し、又今後の財政事情をも豫想するの必要を感ず、而して詮索すればする程、豫想すればする程、益々公債相場の前途に對し氣遣はしき念慮を深うせざるを得ざるなり、是れ公債相場獨り高くして事業界は尙不安の状態に在る所以なる歟、不安なるが故に不振なり、斯の如くんば、公債相場高しと雖も、徒らに財政家の虛榮心を満足せしむる以外、財政經濟上果して如何の實効かあるや、公債相場の高きは今後の募債には便利なるべし、内債の募集に便利なるが如く外債の募集にも便利なるべし、然れども是れ借金根性よりする公債整理にして財政整理の爲の公債整理に非ず、國家の公經濟をして如何はしき株式會社の覆轍を踏ましめんとするは、痛嘆の限りならずや。

一一、財政と財界

財政の基礎と曰ふことあり、大藏大臣は年々帝國議會に演説して財政の基礎は益鞏固を加ふと曰ふ、財政の基礎とは何の謂乎、歳計豫算案は如何なる場合にも歳入歳出の適合を示さざるはなし、故に豫算上に於ける歳出入の適合を指して、財政の基礎鞏固なりとは謂ふべからず、財政の基礎と曰へば、國家の歳計を支ふる根柢的事實を意味するものと見ざるを得ず、此の根柢的事實は即ち國民の經濟に非ずや、租税を負擔する者は國民なり、而して國民の租税負擔力は其の經濟的活動の盛衰によりて自から厚薄の度を異にす、公債に應募する者は國民なり、而して國民の公債應募力も亦國民所得の多少如何によりて自から強弱の別あり、財政は畢竟國

民經濟の建設物なり、財政と經濟とは車の兩輪に非ず鳥の兩翼に非ず、併立する者に非ずして本末の關係を有する者なり、國民經濟を以て幹根とすれば政府の財政は即ち枝葉なり、國民經濟は三角塔の土臺にして政府の財政は其の尖端なり、國民經濟の振はずして政府の財政獨り確實なるべき謂れ無し、三角塔の土臺を狭むれば塔倒る、此の如んば即ち國殆し、今の財政策は動もすれば財政の力を以て高壓的に國民經濟を動かさんことを試むる傾向なからず、現はれて助長政策となり又挑發政策となる、是れ財政經濟の調和に非ず、蓋し兩者の本末的關係を無視するの甚しきものなり、五分利公債の低利借換を計畫せるや、金利の標準を低うして以て經濟界の發展を期せんと曰へる如き本末關係を誤れる適例なり、公債の利率は金利を低うする原因に非ずして、金利の低きに伴ふ結

果のみ、故に四分利公債に對する應募者なきは、吾國に於ける金融事情が未だ公債の四分利を許さざる確證と見るべし、之を是れ顧みずして高壓的に又助長的に財政上の小策を弄し強て金利の標準を動かさんことを試むるは、亦經濟界に對する財政上一種の壓迫と謂はざるを得ざるなり、而して其の結果は實に財政上の累を爲せるのみならず、無謀なる高壓的助長的政策の爲に經濟界の人心を挑發したるの弊害は、經濟上看過すること能はざる所なり、輩語流説を放ちて投機界に奇利を博せんとする者あれば、政府は警察權を以て之を抑制し、財界攪亂の罪に問ふと聞く、故らに株式相場を下落せしむることのみが財界攪亂に非ず、有らゆる術策を弄して經濟界の人心を挑發し、其の繁榮を假裝せしめんとする手段も、亦同じく財界攪亂に非ずや、財界を攪亂する者は相場師のみに

非ず、財政の局に當る者亦反省して可なり。

一一一、四分利公債

四分利公債は經濟界に捨て置かれたる爆裂彈なり、いつ爆發するや知るべからず、故に人皆戰々競々たり、亦經濟界不安の一大原因たらざるを得ざるなり、此の爆裂彈の現在のまゝに捨て置かるる間は、政府の公債募集は不可能なり、公債募集不可能なれば、財政は苦しきが上にも苦しき遺線を重ねるの外あらじ、公債計畫には鐵道公債あり治水公債あり朝鮮事業公債あり、而して四分利公債の市價に何等の影響をも與ふること無くして、借換計畫の繼續は勿論是等巨額の豫定公債をも募集せんことは、到底出來ぬ相談なり、四分利借換の計畫を遂行せんとならば、勢ひ外國債を増加し、外

債金を利用して以て五分利内債の現金償還と四分利乗換との併用策を繼續せざる可らず、是れ名は公債整理と云ふと雖、實は我が國債政策をして歩一步外債本位に傾かしむるものなり、而して其の經濟界に及す危険なる影響に至りては、決して公債利子の支拂額に於ける多少の減少を以て相殺せらるべきに非ず、此の危険なる影響を避けんとならば、外債増加の愚妄なる手段を放棄せざる可らず、之を放棄すれば、四分利公債は何時かは現時の釣上げられたる市價を破りて、今日以上の崩落を示さざるを得ざるべし、此の崩落を促すものは、鐵道公債治水公債及び朝鮮事業公債等の募集なり、政府亦之を慮かるものゝ如く、鐵道費の爲には鐵道公債の名を避けて短期債券を發行し、朝鮮事業費の爲には朝鮮公債の一般募集を避けて朝鮮銀行の保證發行制限を擴張し、以て公債引受の

任に當らしめんと欲するが如きも、是れとても眼先の彌縫に過ぎずして、斯かる彌縫手段の百方策竭きて、公債募集の常道に復歸せざるを得ざる時は、即ち金融市場が現時の緩慢なる時期を經過して漸く緊縮の傾向を加ふべき時なるべし、是時に當りては、公債の募集復又困難にして、四分利公債は其の市價に一大崩落を示さざるを得ざるべし、況や財政の前途は管に鐵道公債治水公債朝鮮公債等のみならず、海軍の擴張計畫に鐵道の廣軌改築計畫に、歳出膨脹の趨勢は歴々として看取するを得べく、年々五千萬圓以上の公債償還方針の如き、到底久しく之を繼續するの難きに於てをや、故に外債にも依頼せず、四分利公債の市價をも崩さしめずして、今後の公債整理及び財政計畫を遂行せんことは、思ひも寄らず、出來ぬ相談に執着して覺束なくも國債整理の前途を夢想せんよりは、今

日に於て斷然四分利借換計畫を放棄し、四分利公債の市價をして其の落附くべき處に落附かしめ、金融の尙緩慢なる時期に於て必要なる公債の募集を斷するに若かず、四分利公債の爆裂彈を現状のまゝに安置せんことは不安の極なり。

一三、 財政計畫と銀行者

桂内閣をして四分利借換計畫を斷行せしめたるは、借換の協議に與かれる銀行業者の過なり、銀行者にして協議の當初眞に四分利借換の成功を豫期したりとすれば、其の職掌上餘りに迂濶と謂ふべく、成功の確信なくして輕々に借換計畫を翼賛したりとすれば、政府の爲に謀りて忠ならざるの譏なからず、現時の銀行者は隱然政府の財政顧問なり、銀行者の意見が政府の財政計畫上甚だ重

きを爲すに至れるは、日露戰時國庫債券の募集に際して、政府當局者が銀行者の援助を求むること切なりしに始まる、此の時期に於て、銀行者も亦政治上に於ける資本の勢力を自覺したるらし、而して政府と銀行者との連鎖たる者は日露戰時の首相にして又今の首相兼藏相たる桂公其の人なり、桂公は主義の人に非ず、故に自から信する所なし、自から信する所なき政治家をして四分利借換の成功を信せしめたるは、公の常に最も憚かる銀行者の過なり、忌憚なく言へば、桂公も銀行者も餘りに調子に乗り過ぎたり、公債相場の騰貴と金融の緩慢とに眩み、借換の事一氣呵成の功を奏すべきを豫想したりしならん、首相として斯かる空想に耽るは經濟界の實情に通せざる政治家として、尙恕すべき所なきに非るも、銀行者として此の空想を一にせるに至ては、其の職業柄に對しても不面

目の感なきを得ざるべし、現時の銀行者は財政計畫に關しては決して無關係なる門外漢に非ず、桂内閣に對して公債の償還を要望せるは銀行者なり、桂内閣は此の要望を容れて其の財政方針を定め、年々の財政計畫は先づ之を手形交換所聯合會席上に於て發表するを例とせり、故に銀行者は一般商工業者及び政黨者に比し、一種の特權を享有しつゝある點より曰ふも、財政計畫に對して今少しく親切に之が利害の研究を考査すべき筈なり、公債相場を高うすることのみを以て、財政計畫に對する發言の理由と爲すは、餘りに利己主義に失せずや、過去の事は必ずしも追窮せずとするも、其の一たび翼賛を與へたる借換計畫は之を如何にせんとする乎、シンドケート銀行は何處までも政府をして借換を繼續せしめんと欲する乎、外國債を募集してまでも尙其の繼續を強ひんと欲する

乎、四分利公債の下落に際しては、政府をして如何なる犠牲を拂はしむるも、之が救済を要望せんと欲する乎、借換計畫失敗の責任は獨り政府の負ふ所にして、此の計畫を翼賛したりし銀行者の分つ所に非る乎、損失は固より商人の禁物なり、然れども四分利借換の如きは銀行家としては尋常一般の投資に非ずして、寧ろ株式投機と其の性質を同うす、見込違ひの損失は、甘んじて負擔すべきに非ずや。

一四、日露戦後の五年間

日露戦後の五年間、一半は西園寺内閣にして一半は桂内閣なり、西園寺内閣の財政的施設は、所謂軍備充實の計畫なり、鐵道國有を始め政府事業の計畫なり、公債募集の計畫なり、而して租税の増徴

なり、桂内閣の財政的施設は、政府事業の繰延なり、公債募集の中止なり、公債の償還なり、公債の借換なり、而して税法一部の改正なり、斯の如くにして日露戦後五箇年の間、財政上有らゆる施設は試験せられたり、政府事業は膨脹より繰延に及び、公債は募集より償還に及び、租税は増徴より軽減に及び、極端より極端までの政策は僅に五箇年の間に於て試験せられたり、而して財政事情は今に尙國民疑惑の燒點と爲りつゝあるは何ぞや、若し政府事業の膨脹が財政難の原因たりしならば、事業の繰延は今少しく財政難を救済すべかりしに非ずや、若し公債の募集が財政に對する愁訴の原因たりしならば、公債の償還は今少しく國民の愁訴を緩うすべかりしに非ずや、而かも事實は之に反し、財政整理は尙一の理想に屬するが如き觀ある所以のものは、桂内閣の財政整理策が餘りに形式的

に又餘りに現金的なりしが爲ならずとせじ、試に之を病に譬ふ、病には自から一定の経過あり、如何なる國手と雖も此の自然的経過を無視して以て病を治すこと能はず、財政の病的状態に處する亦然らざる可らず、過大の公債募集計畫が公債市價を崩落せしめたるは、遺憾なる變象と謂はざる可らざるも、此の變象を救治せんことに腐心せる餘り、公債募集の原因を杜絶すること能はずして、俄かに非募債と曰ひ、公債償還と曰ひ、政策をして極端より極端に急轉せしめたるは、形式上に於ては公債相場引上の効を奏したりと雖も、公債相場騰貴の反面に於て財政上の遺繰を免かるゝことはざるに至り、此の遺繰手段を撤廢せんとすれば、非募債の名の爲に引上げられたる公債相場は元の低位に復せざるを得ず、元の低位に復せざらしめんとすれば、募集せざる可らざる公債をも募集

せずして國庫の遺線を繼續せざる可らず、是れ國民の既に周く知る所なり、故に公債相場の高きことのみは一般國民に對して何等財政に關する慰安を與ふること能はず、畢竟病的財政の自然的經過を無視し、一足飛びに公債の價格を高うせんことを欲し、形式的現金的彌縫策に耽りたるが爲ならずとせんや、鐵道公債の如きは疾くにも之が募集に出でざる可らざりしに拘らず、是亦非募債方針の虛名の下に差控えられ、一枚の鐵道公債をも發行せざるに先ちて、早くも内國債の四分利借換に着手したるが如き、事の本末緩急を誤まれるの甚しきものなり、斯の如くにして日露戰役の五年間は空しく財政の試験に終りぬ。

一五、鐵道融通證券

鐵道費の財源を得んが爲に、短期の融通證券を發行せんとするは、恰も貧民窟の窮民が三食毎に米鹽の小買ひを爲すが如く、世界の一等國と自稱する國家の體面に對しても、恥かしき事なり、帝國議會が輕々に斯かる見苦るしき窮策に協賛を與へたるは遺憾の極なり、鐵道費は其の名の示すが如く國有鐵道の建設改良を目的とし、年々引續き永遠に投資せらるゝものなるが故に、一年を限りとする融通證券の發行によりて得べき資本を吸収するに適當なる性質を有せず、一たび投下せられたる資本は融通證券の元金支拂期に於て之を回收せんと思も寄らず、此の賭易き道理あるに拘らず、政府は何が故に短期證券發行の窮策に出でんと欲する乎、若し市場の金融甚だ逼迫し公債發行に不適當なる時期に當り、一年二年後の借換を豫期して假りに短期證券を發行せんとすと曰

はい、融通證券の發行とても之を諒とし能はざるに非るも、近時の如く市場の金融緩慢なるに際し何を苦んでか一時的融通の權道に出でんや、強て此に出でんとする所以のものは、四分利公債發行の不可能を自覺せるが爲乎、四分利公債の發行不可能ならば、何が故に五分利公債を發行せざるや、五分利公債を發行すれば、政府自から四分利借換計畫に對して失敗の最終宣告を與ふるに同じと言はん乎、誠に然り、如何に公債の名を避けて證券の名を取るとも、事實は則ち此の如きを奈何せん、公債發行を避けて融通證券發行の姑息策に出る結果は、經濟上に於ては公債發行よりも更に憂ふべき結果を齎すべきを豫期せざる可らず、何となれば、融通證券の償還期に於て償還資金を融通せざる可らざる者は日本銀行にして、鐵道證券の増發毎に次第に之れが引受を多くせざる可らざる

者も亦日本銀行たるべく、結局兌換券増發の趨勢を馴致するの外なければなり、寧ろ近時の金融界が尙緩慢の状態に在るに乗じて、五分利附鐵道公債を發行するの財政上にも經濟上にも得策なるに若かじ、所謂非募債方針と曰ひ又四分利借換と曰ふ、打切るべき時に打切らざれば、財政策は八方塞がりの外なけん、鐵道證券の發行を以て金融の調節を期せんと云ふが如きは以の外なり、政府に借金の必要あればこそ證券を發行するなれ、證券を發行して以て金融の調節を圖らんとするが如きは政府としては餘計な世話なり、金融市場に於ける借手としては政府も商人も異なることなし、商人として資金を要する者誰か金融の調節の爲に無用の債を起す者あらんや。

一六、鐵道廣軌改築

鐵道は狹軌よりも廣軌が善し、道路は狹きよりも廣きを以て便とするが如し、運輸交通上にも軍事上にも、廣軌鐵道の利便多きは必ずしも専門家の説明を俟たじ、而して廣軌改築の政府案を擴張し、東京馬關間の大通路のみならず、既成未成を問はず、全國の鐵道を舉げて悉く廣軌式に改築し又新築するを得ば、鐵道聯絡上一部分の廣軌鐵道よりも更に利便多かるべし、鐵道として鐵道を見れば、廣軌鐵道は世界並みなり、ハイカラ式なり、ハイカラ式流行の今日、獨り鐵道に於てのみ狹ま苦るしき舊式を以て甘んじ得べきに非ず、然れども鐵道の二字に加ふるに計畫の二字を以てし、稱して鐵道計畫と曰ふ以上は、問題はハイカラ式と否との問題に非ずし

て純然たる財政上の問題と爲る、而して財政問題として之を言へば、問題は吾國現時の財政經濟力が果して政府案の示すが如き廣軌改築費及び既定計畫の建設改良費を確實に支へ得るや否やの一點に歸着す、此の問題を決せんには先づ鐵道費の財源として豫定せらるゝものゝ何たるを知らざる可らず、鐵道費の財源として豫定せらるゝものに二つあり、一を國庫預金部の融通と爲し二を鐵道融通證券の發行と爲す、鐵道證券の事は前章既に論評を経たるが如く、鐵道費の財源として頼むべきに非ず、預金部の融通とても亦久しく之を期待すること能はざるのみならず、預金部にして鐵道會計に對する融通の餘力を存せば、此の餘力は舉げて之を避け難き地方債の引受に充つるを以て國家經濟の大局に利ありとすべし、現時の如く低利資金供給の名の下に、一年僅かに一千萬圓

前後の資金を割きて之を地方公共團體に融通したればとて、困憊せる地方財政は爲に救済せらるべきに非ず、之を救済せんには、先づ國庫預金部の寄生物たる鐵道會計の係累を預金部外に驅逐し去らざる可らず、之を驅逐する方法如何、鐵道會計をして其の名の如く獨立せしむるに在るのみ、鐵道會計をして獨立せしむるの法は、鐵道會計をして普通公債の形式に於て鐵道公債を發行せしむるに在るのみ、故に財政問題としての廣軌改築問題の價值は、吾が經濟界の鐵道公債吸收力如何によりて決定せらるべし、而して此の吸收力を決定するものは、今後の公債償還額なり、今後の公債償還額は、大體に於て鐵道公債吸收力の最高限を示すものなるも、此の最高限は幾重にも割引せられざる可らず、治水費の如き朝鮮事業費の如き、若くは一二年の後に現はるべき海軍費の如き、亦皆公

債募集の必要を加ふべきが故に、假りに現時の如く政府は年々五千萬圓の公債を償還すべしとするも、鐵道公債として吸收し得べき資金は、既定計畫に基づく建設改良費以外、果して廣軌改築費の財源をも供給するを得る乎、況や毎年五千萬圓の公債償還を繼續せんことは、歳出膨脹の趨勢を以てして、早晩不可能に終らざるを得ざるをや、政府の所謂財政の基礎を危うせずして廣軌改築の財源は之を何れに求めんとする乎、疑問は即ち此に在り。

一七、廣軌改築の時期

財政問題としても廣軌改築は永久に不可能なるに非ず、財政上の施設には自から先後緩急の別あり、鐵道問題を解決せんが爲には、先づ既定計畫に基づく國有鐵道の建設改良費不足額を公債に

求むるの手段に出でざる可らず、此の手段を試み此の手段に成功し、而る後第二次の計畫として廣軌案に及ぶを以て順序と爲すべし、第一次の手段を實行するさへ既に容易の業に非ず、既定計畫に基づく鐵道會計の不足額さへ、政府は公債相場を下落せしめんことを虞れて、今日まで未だ募債を斷ずるを得ず、姑息なる預金部の融通に依頼し、又場合によりては公債の名を避けたる鐵道證券を發行して、覺束なくも鐵道會計を彌縫せんとする窮策を講じつゝ、あるに非ずや、故に公然たる公債募集によりて既定計畫の財政的基礎を固うせんことは、少くとも今の政府に取ては非常なる冒險事業たらざるを得ざるべし、然れども此の決斷なくば廣軌改築の如き、未だ問題として之を是非するの機會に達せず、少くとも今の政府には斯かる新問題を口にするの權利なきなり、既定計畫に基

づく鐵道公債を募集すれば、現今人工的に釣上げられたる公債相場の或る程度まで下落すべきは明白の事なり、殊に鐵道公債は五分利附に非れば之が應募者を發見すること能はざるが故に、五分利公債發行の結果は、此上とも四分利公債の市價を崩落せしむべきは、是亦免かれ難き所なり、是れ無謀なる四分利借換計畫に着手したりし桂内閣に取ては、堪へ難き苦痛たるべきも、内閣の苦痛と否とは鐵道經濟の善後策を論ずるに當りては問ふを要せず、鐵道既定計畫の根本を改更せざる限りは、泣くも笑ふも、鐵道經濟の善後策は早晚此に落附かざるを得ざるなり、其の落附くべきに落附き、公債相場の定まる所を見定めたる上に非れば、廣軌改築案をして財政上の後援ある問題たらしめんことは、不可能と謂ふべし、鐵道院當局者は國有鐵道經濟の良好なるを説き、鐵道會計は年々千

萬圓乃至千二百萬圓の純益を收めつゝあるが故に、之を利子に振り充つれば廣軌改築費二億七千萬圓を費すも百三十年位には一切の元利を償還し得べしと曰ふも、元利償還の見込だけにては負債は出來ず、如何にして廣軌改築費を求め得べしと爲す乎、又其の結果が一般公債市價の上に、又政府の財政上に如何なる影響を及ぼすべしと爲す乎、鐵道改築の先決問題たるべきものは財政改築の問題なり。

一八、鐵道財源と外債

廣軌速成論者は概ね外債の募集を豫定するものゝ如し、外國人の衣囊を當て込む鐵道建設策は今日の場合、財政經濟上の得策と爲すべきや否やは、官民共に熟考の値あり、通商上には關稅の高き

障壁を設け、勉めて外國貨物の輸入を妨げんとする保護論者、及び保護政策を以て現代通商上の通則と誤解する政府が、獨り資本の一點に於てのみ殆んど内外の別を認めず、望み能はざるをも望み、望む可らざるをも望まんとするは、寧ろ財政經濟上の奇觀と謂はざるを得ず、近時外債の濫用甚しきものあり、政府は内に財政整理公債整理と稱しつゝ、外に無用の外債を募り、之が一部を以て不急の内債償還を試み、以て時ならざる公債低利借換を強行せる如き、公債整理上の愚策之に過ぎたるはなし、斯かる財政上愚妄にして又經濟上危險なる彌縫手段によりて政府の得る所のものは、僅かに國債利子に於ける多少の利得に過ぎずして、國債利子に於ける多少の利得を求めんが爲に、必要も無きに内國債の一部を外債に移し去るは、國債政策の大體より見て、吾人の首肯すること能は

ざる所なり、時人動もすれば、桂内閣の財政政策を以て伊太利政府往年の財政整理に擬せんとす、安んぞ知らん、伊太利政府は當時勉めて其の外國債を買戻し、外債の低利借換と相俟つて公債整理の難業を成就したりしを、内債借換の投機的計畫を假裝せんが爲に、必要も無きに外債を増加する窮策とは、財政上の關趣自から高低の別あり、是時に當りて更に加ふるに外債を以てして鐵道廣軌改築の資源たらしめんとするは如何あらん、外資の利用に關しては必ずや一定の方針なかる可らず、貸すが故に借り、借らんが爲に借るは、財政經濟上有効に外資を利用する所以に非ず、外債に關しては今後有らゆる機會に於て之が低利借換を行ふを以て政府の方針と爲すべき必要あり、故に此の方針を實にせんが爲には、外債の新規募集は國家非常の場合の外、之を避けんことを以て政府に勸

奨せざるを得ざるなり、而して外債の避けざる可らざるは、其の所謂事業公債たる否とを問はず、公債たるに於て擇ぶ所なければなり、是れ鐵道廣軌問題の解決上、併せて考慮を要する所なり。

一九、事業計劃と繰延

如何に多能なる當局者と雖も、資本家の意思に反しては其の衣囊に一指をも加ふること能はず、經濟界の情勢に反しては一枚の公債をも發行すること能はず、如何に打算するも如何に修飾するも、政府事業計劃の死命を制するものは財政經濟の能力なり、財政經濟の能力に二機の別あり、一を事業資金供給の能力と爲し、二を事業遂行の能力と爲す、若し豫定の時期に於て豫定の事業資金を得ること能はざるか、或は事業資金あるも、材料勞力等の缺乏によ

り豫定の期間に豫定の工程を進むること能はざれば、事業計画は爲に蹉跌せざるを得ず、所謂事業繰延なるものは是に於てか起る、前者は往々整理的繰延と稱せられ、後者は嘗て自然的繰延と稱せられたり、願れば、日清戦後政府事業の歴史は繰延の歴史なり、自然的繰延の歴史よりも整理的繰延の歴史なり、財政の何年計画と曰ひ事業の何年計画と曰ふ、未だ嘗て違算なき遂行を見ざりき、必ずしも天災地變あるに非ず、必ずしも内變外難あるに非ず、畢竟財政經濟上の能力に副はざるが爲なり、本來事業繰延は財政經濟上に於ける二重の損害なり、繰延の必要に餘儀なくせらるゝまで極度に財政經濟の能力を蕩盡し、金融界に對しては公債の強賣となり、公債の強賣遂に其の效なきに至ては、國庫内の遺繰と爲り、財政經濟をして平調を失はしむると同時に、事業繰延の結果は既に投下せ

られたる資本勢力をして或る程度まで其の効果を停止せしむるが故に、繰延は財政上非常の場合に非れば之を斷すべきに非ず、然るに日清戦後に於ける我が財政史の半面をして事業繰延の歴史たらしめたる所以のものは、事業計画の當初より出來ぬ相談と知りつゝ、覺束なくも之が成功を期するが故なり、不可行の事業計画を立案するは、事業計画の財政經濟的價值を重んぜず、政治上種々の關係よりして事業計画に一種政治的色彩を帯びしむるが故なり、故に事業の強行と爲り遺繰と爲り彌縫と爲り而して最後に繰延と爲る、其の都度財政經濟の蒙る損害測り知る可らず、歴史は繰返すと曰ふも、歴史をして無意味に繰返さしむるは、歴史の教訓を翫味せざるが故なり、事業繰延の歴史に於て殊に然りと爲す、事業繰延は往々財政家の功として認識せらる、若し事業繰延を以て財

政治家の功とすれば、當初の事業計畫は當然政治家の過と謂はざるを得ざるなり、財政家をして事業繰延の功を誇らしめんよりは、事業計畫の過を反覆せしめざるに若かず、財政家をして其の歴史上の過を反覆せしむるは、半ば國民の責ならずや。

二〇、積極的方針

積極的方針とは近年政友會の好んで提唱せる所なり、然れども積極的方針てふ用語は未だ正確なる定義を有せず、之を提唱する者と雖も恐らくは説明に苦まざるを得ざるべし、唯時の便宜に隨ひ、個々の場合に於て之を口にするに過ぎざらんか、鐵道建設に關しては則ち曰く積極的方針、港灣修築に關しては則ち曰く積極的方針、増税にも積極的方針、公債募集にも積極的方針、前西園寺内閣

の當時積極的方針なるものは此の如くにして絶えず政友會の提唱する所たりき、然かも政友會は桂内閣の公債償還策に反對せず、又税法改正にも反對せざるのみならず、地租の如きは之が輕減を以て政府に迫り、故に積極的方針なるもの必ずしも政友會の政綱と見る可らず、結局方針其ものも、之が提唱の理由も、總べて不分明に歸着す、不分明なる方針を是非するは不必要なきに似たれども、世には政府事業の膨脹を以て經濟界の發展を促がすものと誤解する者尠からず、斯く誤解するが故に、租税を増徴し公債を募集して政府事業を擴張すれば經濟界の活氣連れて加はるべきを豫期す、所謂積極的方針の根據は蓋し此に在らんか、此の論動もすれば俗耳に入り易し、然れども一考すれば謂れ無き誤解たるを知るべし、假りに積極消極の語を用ひて之を言へば、政府事業の積極的

方針は即ち民業の消極的方針を餘儀なくする傾向あり、何となれば、政府は其の所謂積極的方針の爲に租税を増徴し公債を募集すること其の度を加ふるに連れ、民業の資本は政府事業の爲に吸収せられ、勢ひ民間の企業を阻止し民業不振の結果を伴はざるを得ざればなり、政府事業の膨脹に依頼して以て經濟界の不自然的活氣を庶幾するは、國民的自由企業の尙甚だ微々たる往昔に在りては、或は已む無き所ならんも、今日の時代に於て尙政府に依頼して以て經濟界の活動を求めんと欲するは、民業の重んずべきを解せざる偏見と謂ふべし、是に於てか國庫補助の要望は有らゆる方面に頻々として起り、名は民業と曰ふと雖も、實は政府の保護と助長とに依頼する寄生的事業にして民業の假面の下に僅かに存立しつゝあるもの、一々指摘するを得べし、口に國民の權利を唱へ自由

を論ずる者にして、獨り産業政策に關しては、一にも二にも政府の保護を求め補助を望むに至ては、矛盾も亦た甚しと謂ふべし、斯かる矛盾の尙存在しつゝある間は、民業の發展は得て期すべからず、政府の所謂積極的方針益々其の歩を進むるに連れ、民業は歩一步消極的狀態に陥り政府に對して益々寄生的關係を深うするに終らざるを得ざるべし、吁、意氣地なき國民。

二一、國庫補助（其二）

地方公共團體に對する國庫補助金の給與は、地方團體が中央政府に代りて國家的勤勞の一部を負担すと云ふを以て唯一の論據と爲す、例之ば、港灣の修築に國庫補助を求むるは、築港事業の純然たる地方的企業に非ずして、國家の利害に密接の關係を有すと云

ふを以て補助要求の理由と爲すが如し、然れども地方公共團體の事業中、所謂國家的事業なるものと否らざるものとを正確に區別せんことは不可能なり、教育事業を以て國家的事業なりと曰ひ、市區の改正道路の修築等を以て地方的事業なりと曰はゞ、一見兩者の間正確なる區別の存するが如き觀なきに非るも、地方公共團體の經營に係る各種事業の複雑なる、兩者の中間に位して、明かに其の孰れに屬するやを定むること能はざるもの尠からず、随つて國庫補助の範圍は之が要望者の具する理由次第によりて廣狹何れにも解釋せらるゝを得べく、其の結果は國庫補助をして中央政府に對する一種の情願に類せしめざるを得ざるなり、是れ吾國に於ける國庫補助運動の實情なり、國庫補助をして地方公共團體に對する中央政府の恩惠に類せしむる所以のものは、一は補助要望の

溢に失するに由ると雖も、事の根本に於て、國庫補助其ものが既に財政上の權道に屬するが爲ならずんばあらず、本來國庫補助は一地方團體の一部經費を全國民に負擔せしめんとするものなるが故に、其の一部經費が何人より之を見るも、全國民の甘んじて負擔せざる可らざる適當の理由あるに非れば、補助金支給は全國民の負擔として不公正なるを免れず、斯かる不公正なからしめんとすれば、國庫補助は事實に於て殆んど支給の餘地なきに終るべし、而かも現時の實際に於ては、國庫補助の要望常に頻々として現はれば、中央財政は益々補助金の増加に苦しみ、而して補助金を受くる地方公共團體の財政は、補助金ありと雖も依然として困難を繼續すべく、畢竟中央財政に取ても地方財政に取ても、補助金は財政

上何等永久の効果を與ふること無からんとす、唯地方公共團體現時の財政事情を以てしては補助金なくして財政の困難に堪ふることは能はざるは事實なり、故に國庫補助の支給と否と、又補助金額の多きと少きとは寧ろ枝葉の問題に屬し、地方財政の整理を策するを以て根本問題と爲さざる可らず、地方財政にして根本的に整理せらるれば、國庫補助の如き自から其の必要なきに終るべし、地方公共團體の財政をして國庫補助の必要あり、又夫の所謂低利資金融通の必要ある状態に在らしむるは、看過すべからざる財政上の失態と謂ふべし。

二二一、國庫補助(其二)

地方公共團體に對する中央政府の給與制度は英國に於ける地

方財政の特徴とも謂ふべく、中央政府は國民初等教育の爲に既に巨額の給與を爲す以外、地方團體に對する補助は主として地方税ロイヤルティ會計によりて實行せられつゝあり、該會計は千八百八十八年に之が起源を有し、同年に至るまで地方團體に對する國庫の給與は年々國會に於て之を議定し來りたるを廢し、中央政府は年々地方團體に對し或る内國稅收入の全部と當時の遺產稅收入の半額とを給與することとし、更に千八百九十年に至りて俗に所謂ウキスキウキスキ、モニー即ち麥酒及び酒精に對する附加稅收入をも之に加へたり、以上の收入は集りて地方稅會計の財源を爲せる端を啓き、千九百十年度の豫算によれば、中央政府が該會計に支拂へる金額一千八萬三千磅と計上せられたり、而かも尙英國に於ては現時の國庫給與に満足せずして、之が擴張を希望する者多く、地方稅の負擔に

苦みつゝある比較的貧困なる地方が國家的必要の性質を有する事業を經營するに當り、特に國庫の補助を加へ以て幾分か各地方の負擔を均等ならしむべしと論ずる者あり、或は又教育費に對して現在以上の補助を國庫に要望する者あり、是等補助の擴張に關しては、英國の財政論者中之を是認する者なきに非るも、公正なる意見を把持する者は、國庫補助の擴張を實行する曉には、現時の給與制度に根本的改革を加へ、千八百八十八年以前に於るが如く國會をして年々地方團體に對する給與額を議定せしむると同時に、國庫補助の効果を有効ならしめんが爲に或る種の保障手段なかる可らずと曰ふもあり、又絶對的に國庫補助を排斥する者は曰く、國庫補助として地方團體に給與せらるゝ資金は、之が費消者たる地方團體自から徵收したる租税に非るが故に、地方團體をして自

から濫費に陥らしむる危険あるのみならず、地方團體の財政が絶えず救濟運動の目的物と爲り、國庫補助金を要望して已まざるに於ては地方自治なるものは到底信頼すべき制度として健全に發達すること能はざるべしと、蓋し國庫補助は姑息の手段なり、若し地方財政困難の原因が地方税の税源なきに在りとすれば、地方財政の救濟は地方團體に與ふるに新たなる税源を以てするに若かず、國庫補助に對し地方財政の救濟上一種の奇蹟的效果を期待するは誤なり、千八百九十三年普魯西の地方税改革に於て、普魯西政府は國庫補助の到底限り無き地方團體の要求を満足せしむること能はざるを看取し、地方團體に對して獨立の税源を與へたるは現代財政上の正當なる要求に適合せる英斷と謂ふべきなり。

二三、地方財政の整理

現時の地方財政は弾力性を缺ける財政なり、其の歳出は地方行政事務の繁多を加ふるに連れ、又地方團體の經營に係る事業、殊に都市の膨脹に伴ふ必要なる事業の増加に連れ、年一年と避け難き費額を重ねつゝも、尙教育事業に土木事業に衛生事業に勸業事業に、行政上の効果を全うすること能はざる事情の下に在り、而して一面其の歳入状態を顧れば、地方税の収入は附加税の制限と雜種税及び特別税々源の窮乏とによりて限定せられ、僅かに地方の繁榮に伴ふ多少の自然的増収に期待するのみ、補助を國庫に求めんか、中央財政の困難を奈何、地方債に至りては縦ひ之が募集に關して中央政府の認許を得べしとするも、今日及び今後の經濟界に於

て、各地方團體が中央政府と競争の地位に立ちて事實上狭き市場に之が應募者を發見せんことは頗る困難なりと謂はざるを得ず、現に國庫は此の困難を慮り、低利資金融通の名に於て地方公共團體に對し預金部資金の一部を融通しつゝあるに非ずや、畢竟地方公共團體の歳入財源は、何れの點に於ても其の歳出に適合して限り無く増加すること能はず、弾力性を缺ける財政を以て其の現情を評説して可なり、地方財政整理の必要是に於てか起る、地方財政の整理に關して當然起らざるを得ざる疑問の主題を別ちて三と爲す、第一は中央政府と地方公共團體との間に於ける分業に關する整理なり、第二は中央政府と地方公共團體との間に於ける税源分配に關する整理なり、第三は地方公共團體に對する中央政府の補助に關する整理なり、現時の地方財政事情に於ては、義務教育

費の負擔の如きは第一問中に研究せらるべき最も重要な問題の一たるべし、現時の附加税制度即ち國稅附加税及び府縣稅附加税の利害及び之が存廢の如きは、第二問中に研究せらるべき重要問題にして、同時に地方特別税及び雜種税を整理し、又國稅として現に存在するもの、中に於ても、租稅の性質上地方稅に適する者は之を地方團體の稅源に移し、而して別に中央政府の歲入缺陷に對して適當なる補填の策を講せざる可らず、第三問中に研究せられざる可らざる題目は、地方公共團體に對する國庫補助の利害を始とし、地方債に對する中央政府の援助等、凡て中央政府が其の財力及び信用を以て地方團體に與ふる一切の助力を包含す、叙上の諸問題に對して適當なる解決を與ふるに非れば、地方財政は未だ根本的に整理せられたりと謂ふ可らず、畢竟中央財政と地方財政

とは利害相通じて其の間何等の杆格あること無し、稱して財政整理と曰へば、中央地方に通ずる一般的根本的整理を意味せざる可らず。

二四、義務教育費の負擔

地方公共團體の經費中最も注意を要するものは教育費なり、地方各團體が明治四十年度に於て支出したる教育費の總額は五千四百四十餘萬圓にして其の總歲出の二割七分強を占む、就中市の教育費は其の總歲出の約五分の一、町村の教育費に至りては同年度の町村總歲出七千九百五十餘萬圓中三千三百四十餘萬圓の多きを占む、而して教育事業の爲に府縣市町村の起したる公債總額は四十二年度末の現在に於て一千八百八十四萬餘圓と計上せられ

たり、地方團體の教育費負擔既に輕易ならざるが上に、一方地方教育界の實情を察するに、教育者殊に小學教員の待遇の如き誠に同情に値するもの無からず、邊僻の地にも校舎の見るべきものは則ち之あり、然れども此の校舎の内に在て第二の國民を薰陶しつゝある小學教員の生活状態は概して窮困を極めり、第二十七帝國議會は小學教員年功加俸の資金として國庫をして一百万圓を補助せしむるの議を決したりと雖、固より以て根本的救済を得たりと謂ふ可らず、教育費の膨脹が既に地方財政上の一大問題なるが上に、膨脹せる教育費が事實上教育行政の効果を全うせしむること能はざるに於ては、地方財政上の教育費なるものは、重要なる二重の問題に逢着せりと謂はざるを得ざるなり、根本的救済の法は義務教育費の一部を以て國庫の支辨に移すに在るのみ、義務教育費

中にてても小學校舎の新築修繕に要する經費の如きは、各地方財政の許す範圍に於て各地の事情に應じ地方團體の支辨と爲すを以て利便とすべく、校舎の如きは全國劃一に之を律するの必要なく、地方によりてはバラックにても教育上何等の不都合なしと雖も、其他の經費就中教員の俸給の如きは全然之を國庫の支辨に移し、中央財政の許す限り其の待遇を厚うするの必要なしとせず、此の方針によれば地方各團體は年々約三千萬圓の小學校費を節約するを得べし、約三千萬圓の經費節約は地方財政に取ては其の總經費の約一割四分を節減する所以なるが故に、之が爲に地方團體は根本的に地方税制を整理するの機會を得べし、本來義務教育費は其の性質上當然國庫の負擔すべきものにして、若し地方公共團體の經營に係る國家的事業なるものを求むれば、義務教育は其の第

一に位すべきものなり、中央政府は教員の俸給にも一定の規定を設け、教科書をも國定しつゝ、獨り之に要する經費は全然之を地方自治體の支辨と爲すは義務教育の本旨に副はざるの憾あり、義務教育費の全部とは白はず、校舍費以外の義務教育費として年々約三千萬圓の負擔を中央政府に加へんこと、必ずしも國庫の堪ふ可らざる所と謂ふ可らざるなり。

二五、義務教育費と國庫

國家財政の現情の下に於て中央政府をして義務教育費の一部として約三千萬圓の經費を加へしめんことは、一見難きを望むの難なきに非ずと雖、地方財政に於て之を負擔するも中央財政に於て之を負擔するも、國民の負擔たるに於ては則ち一なり、國稅とし

て徴收せらるゝも地方稅として徴收せらるゝも、其の負擔たるに於ては擇ぶ所なし、負擔たるに於て擇ぶ所なしとすれば、國家と地方團體と比較的支辨し易き者に於て之を支辨するに若かず、義務教育費を現狀のまゝに地方團體の支辨に一任せんとならば、中央政府は地方團體に對して新に其の稅源を割きて之を與へざる可らず、地方稅に移すべき稅源なしとすれば、義務教育費の一部は自から之を負擔せざる可らず、之を負擔するに於ては、地方團體の經費は約三千萬圓を減ずる結果、地方團體に對する國庫補助は全く之を廢止し得るのみならず、地方財政上に於ける約三千萬圓の經費節減は地方團體をして地方稅徵收上の變則たる所得稅附加稅營業稅附加稅は勿論、府縣の營業稅も市町村の營業割も併せて之を撤廢せしむるを得べきが故に、中央政府としては是等地方稅撤

廢の結果、國稅徵收の源泉を深うし、國民の國稅負擔力を涵養し得るの利益あるは勿論なり、然れども今日の場合、地方稅の輕減と同時に國稅を増徴するは得策に非ざるが故に、中央政府としては一面如上の手段によりて地方稅の輕減を圖ると同時に、一面租稅以外の收入によりて以て義務教育費の財源を發見するを以て財政整理及び稅制整理の趣旨に副ふ所以なりとせん、租稅以外の收入とは、煙草專賣價格の引上其の一なり、政府の煙草專賣益金を五千萬圓とすれば、專賣價格に三割を引上ぐれば、約一千五百萬圓の收益を増加するを得べし、煙草專賣價格の引上に次では、郵便收入に於て尙增收の餘地あるべし、最近の郵便物取扱數を標準として概算するも、假りに普通書狀郵便代の三錢を引上げて四錢とし、ハガキの一錢五厘を引上げて二錢と爲すに於ては、是れだけにて年

々約九百萬圓の郵便收入を増加せしめんこと難きに非ず、郵便賃錢は煙草價格とは稍其の性質を異にし其の引上は餘り好ましからざる所なるも、一方に於て所得稅の附加稅も營業稅の附加稅も、府縣營業稅も市町村の營業割も、悉く之が撤廢を見るの利益ある以上は、地方稅負擔の大輕減の爲に郵便賃錢の引上は之を忍び能はざるに非ず、斯くて中央政府は國庫補助の廢止と煙草價格及び郵便賃錢の引上とによりて優に義務教育費の一部を分擔するを得べし、而して之が爲に地方財政の整理を期するを得ば、其の効果や至大なりと謂ふべし。

二六、地方稅の整理(其二)

現時の地方稅制は國稅に對して一種の寄生的關係を有す、地方

税の徴収が主として附加税主義によればなり、府縣税として所得税附加税あり、營業税附加税あり、礦業税附加税あり、地租割あり、市町村税として所得税割あり、營業税割あり、地價割あり、間接國税附加税あり、戸別割あり、家屋割あり、又營業割あり、國税の附加税に非れば、則ち府縣税の附加税なり、明治四十三年度に於ては、府縣市及び町村の各種附加税總額は一億九百十八萬五千餘圓を示し、之に對して府縣市町村の獨立税總額は僅かに三千二百七十三萬一千餘圓なり、故に附加税と獨立税との比率は附加税一〇〇に對して獨立税三三に過ぎず、而して附加税に對して各々法律上の制限あるが故に、地方財政の必要に應じて無限に之を増徴すること能はず、隨うて地方公共團體の歳入は其の歳出の膨脹に伴はざるは必然の勢と謂ふべし、本來附加税主義は地方税徴収の方針として好

ましからず、附加税の利便とする所は、容易に税額を豫定し得ると徴税上の經費を節約し得るとの二點に存すと雖、此の利便に伴ふ弊害亦之なきに非ず、弊害の重なる者は、附加税は地方財政に對する納税者の注意をして粗漏ならしむるの傾向にあるべし、本税附加税雜然として同時に徴收せらるゝに於ては、納税者は唯其の總税額に注意し、必ずしも地方團體の爲に徴收せらるゝ税額の幾許なるやを問はざらんとす、而して地方財政の當局者より之を曰ふも、地方獨立税を起して地方團體の歳入を求めんよりは、寧ろ制限の極度にまで各種の附加税を増徴するを以て、比較的手輕るき便法と思惟する誘惑なきを得ざるなり、是等の事情は附加税主義をして事實上濫に失せしむるの傾向なきを得ざるが故に、出來得べくんば、附加税主義は之を撤廢するを以て地方財政整理上の得策

なりとせん、地方公共團體にして幸に其の現に負擔しつゝある義務教育費の一部即ち教員の俸給を始め校舎費以外の經費約三千萬圓を中央政府の負擔に移し得べしとすれば、之が爲に現行地方税中斷然廢止し得べき諸税は、所得税、營業税及び鑛業税の附加税を始とし、府縣の營業税も市町村の營業税も同時に之を地方團體の税源外に放棄するを得べけん、是等各種地方税の總額は明治四十三年度に於て二千萬圓を超ゆると二三千圓の間に在り、故に義務教育費の一部として約三千萬圓を國庫支辨に移すを得ば、是等の諸税を廢止するも、地方財政は尙優に歳入の餘裕を生じ、此の餘裕を利用して、地方債の償還若くは地方獨立税の輕減を行ふを得べし、而して現時の國庫補助金の如き最早之を國庫に求めるの必要なきに至るは勿論なり、是れ地方税制整理上の第一著たるべし。

二七、地方税の整理（其二）

前項各種附加税の廢止を第一着とし、次で整理を要するは地方獨立税なり、獨立税の整理に二個の方針あり、一を現行獨立税の整理と爲し二を新たな獨立税の設定と爲す、現行の獨立税とは府縣營業税の外、戸數割及び家屋税あり、反別割あり、雜種税あり、市町村には特別税あり、府縣營業税の廢止は前章に述べたる如し、其の他の獨立税中先づ整理を要するは戸數割と雜種税となり、戸數割は府縣市町村の歳入中重要なる財源を占め、明治四十三年度に於て府縣の収入一千一百萬餘圓、市の戸別割収入二百二十萬餘圓、町村の戸別割収入は四千七百七十餘萬圓を示せり、戸數割は遠く其の起源を明治十三年太政官布告に有し、之が賦課徴收に關して

一定の規程を有せず、即ち一種の分限税として徴收せられつゝあり、故に偏僻の地方に於て地方住民が互に能く他の財産状態を知悉する場合に於ては、分限税たる戸數割も必ずしも不公正なる課税と謂ふ可らざるのみならず、却て負擔の適正を得ることあるべしと雖も、其の之あるを理由として一般に戸數割賦課の現行法を是認せんことは現代租税政策の許すこと能はざる所なり、寧ろ現行の戸數割及び家屋税を統一するに、家賃額を基礎とする家賃税を設け、地方獨立税として之を全國に布くの比較的公正なる課税たるに若かざるなり、ミルの言へるが如く、家賃は各人所得の地方的申告なるが故に、家賃税は各人の能力に準ずる比較的適正なる負擔たるを得べけん、唯家賃税の場合に於ては、所得税と同じく或る程度以下の家賃を有する家屋は當然之を無税たらしめ以て貧

者の負擔を除かざる可らざると同時に、所得税同様或る程度の累進税法を採用するも亦一策なり、斯くて現時の戸數割及び家屋税収入に下らざる税額を求めんことは難事に非るべし、是れ現行獨立税の整理中眼目たるべきものにして、全國を通じて八十種に餘る雜種税の改廢と相俟つて斷行を要する所なり、而して獨立税整理の第二方針たる新獨立税の豫定は先づ之を土地増價税に求むるを以て最も適當なりと謂ふべし、土地増價税は英國及び獨逸の近く立法せるが如く、國税として之を設くるよりも寧ろ地方税たるに適當なる性質を有す、土地増價税の特徴として設定の初より直ちに巨額の収入を期待すること能はざるが故に、之が歳入は姑く豫算の外に措き、後日地價の騰貴と共に地方團體の歳入漸く増加するに及びては、現行の地租割及び地價割は漸を以て之を輕減

し、國稅地租に對しても亦府縣市町村の附加税なからしめ、遂に附加税の全廢を期するを以て地方税整理上の理想たらしめざる可らず。

二八、土地増價税

英國は國稅として之を徵收し、獨逸も亦帝國稅として之を徵收するも、帝國政府は收稅額の半額を取得し、殘餘の半額中十分の四は之を地方團體に分與し、十分の一は各聯邦政府の徵稅費に充る豫定なり、土地増價税に關する問題は、之を國稅とすべきや、將た地方税とすべきや、若くは累進稅法によるべきや、將た比例稅法によるべきやを以て、研究の餘地ありと爲すも、増價税其ものゝ利害は今日にては最早討論の餘地なしと謂ふて可なり、近年英國にて土

地増價税法案の論議喧しかりし當時に於ては、増價税に對する反對論は殆んど言ひ盡されたりと雖も、而かも土地増價税の理論を根本より覆へし得べき反對論としてはあらざりき、増價税を以て地主の利益を沒收するものと曰へるが如き、畢竟感情論に過ぎずして有力なる反對論と認るを得ず、或は又土地増價の場合に於て地主の利得に對し課税すべしとすれば、之と反對の場合即ち土地減價の場合に於ては、地主に對して報償を與へざる可らざるべしと論ずる者もあり、是亦謂れ無き批難にして、利益の在る處には租税あるも利益なきか若くは損失ある處には租税無きまでの事なり、國家は所得に對して所得税を徵收するも、所得税納税者が一朝其の所得を失ひ、若くは損失を招きたる場合に於て、決して報償の義務を有せざると同一なり、土地増價税の根本理由は、地主の投資若

くは努力によらずして、社會進歩の結果地主が偶然に利得する地價の差額に對して、一部分の利益交附を中央政府若くは地方公共團體に求めんとするものなるが故に、此の要求は何人の損失にも非ずして、總ての者の利益なり、唯此の要求に關して中央政府自ら局に當るべきや若くは地方自治體之に當るべきや、別言すれば、土地増價税を以て國税とすべきや若くは地方税とすべきやは、人により見解を同うせざる所なるべきも、地價の騰貴が直接に地方自治體の投資及び經營に原因すること多き事實と、徵税上の利便が地方税たるに多きとの理由により、吾國にては地方税として之を採用するを以て得策と爲すべし、而して後日土地増價税の收入次第に増加するを俟ちて現時の地租割及び地價割を漸減し、遂に之を廢止し得るの機會に達せば、地方財政上にも中央財政上にも

尠からざる利益を與へんこと必せり、近くは濠洲政府の立案せる如き適度の土地増價税累進法は是亦探て以て參考に資するに足らん。

二九、普魯西の地方税改革

千八百九十三年時の藏相フオン・ミクエルが普魯西の地方税改革を斷行せる當時に在りては、所得税は事實上唯一の地方財源として誅求せられ、地方によりては本税の三倍に上り、或は五倍以上と爲り、稀には六倍の多きをも示したりと云ふ、英國式の國庫補助法此の間に於て試みられ、地方税の一般的輕減を企圖せられざりしに非れども、其の結果は徒らに國庫の負擔を増加せるに止まりしかば、フオン・ミクエルは第一着に國庫補助を出來得るだけ狭小

なる範圍に限定し、同時に地方團體に對し獨立税を賦課し得べき
廣き權限を與ふるの必要を認め、地方獨立税の税源として(一)土地
及び建物の所有者に課したる國税を廢して之を地方税と爲し、(二)
國税としての營業税を廢し、(三)所得税に關しては地方團體は國税
所得税に對し一定の制限内に於て附加税を課し得ることゝした
り、而して各種税源の支途に關して規定せる所の要は、(一)地方團體
の經費にして地方住民の全部に利益を與ふるか、若くは、地方住民
の全部が平等に之が支出を餘儀なくする經費に對しては所得税
収入を以て之が財源と爲すこと、(二)地方團體の經費にして其の性
質上不動産所有者或は營業者に對し特別なる利益を與ふるか、若
くは他の一般住民に比し著るしき程度に於て利益を與ふるもの
に對しては、是等の利益享有者に課する特種の租税を以て之が財

源と爲すこと、(三)地方團體の經費にして地方一般の利益の爲に支
出せらるゝものと雖、同時に不動産所有者或は營業者に對して特
別なる利益を與ふる場合に於ては、此の經費の負擔は所得税と不
動産税及び營業税との間に均等に分配せらるべきこと等を以て
眼目と爲せり、此の地方税改革に關する根本思想を約するに、地方
税の徵收に關して絶對的の原則を前定せんことは不可能なり、地
方税は利益に對する報酬主義の單純なる規定を以て之を律する
こと能はず、又能力に對する比例主義の單純なる規定を以ても之
を律すること能はず、必ずや兩者を併用して以て之が方針と爲さ
ざる可らず、即ち地方税は、地方團體の勤勞が各種の方面に及ぶが
如く、其の種類自から様々に區別せられざるを得ずして、地方團體
の一般的經費に對しては地方住民は各其の負擔能力に準ずる租

税を分擔せざる可らず、又一部の地方住民に對して特惠を與ふべき勤勞に對しては、利益交換主義によりて以て地方團體の經費を負擔せしめざる可らず、故に地方公共團體の收入中には、以上二個の主義によりて徴收せらるべき異りたる性質の財源を包含すべきものなりと云ふに在りき、吾國に於る地方税の改革を策する者に取り亦參考に値せずと爲さず。

三〇、地方債の整理（其一）

明治四十二年末に於ける地方債の總額は一億六千二百九十餘萬圓にして人口一人につき三圓三十五錢餘に當る、即ち同年末に於ける國債總額二十六億六千四百餘萬圓の人口一人宛て五十圓餘と合せ、國民は每一人五十三圓三十錢餘の國債及び地方債を負

擔しつゝある計算となる、四十二年末に於ける地方債を起債の目的によりて類別すれば、土木費の爲にせるもの首位を占め其の額五千百四十餘萬圓、衛生費の爲にせるもの第二位を占め二千二百一萬餘圓、次は教育費の爲にせる一千百八十四萬餘圓、勸業費の爲にせるものは八百四十四萬二千餘圓なり、而して地方債中其の八割に近きは市債にして、同年末に於て一億二千三百五十餘萬圓と計上せられたり、吾國にては地方債の負擔既に甚だ輕からずと雖、英國にては英^{イギリス}蘭土及びウエールズの地方債總額は千九百七年度末に於て四億九千四百餘萬磅に上り、人口一人宛て約十五磅即ち邦貨約百五十圓の計算となり、獨逸帝國の地方債は同年度末に於て六十五億六千萬馬克、人口一人につき約百八馬克即ち邦貨約五十四圓と計算せらるゝが故に、之を吾國に於ける地方債の一人平

均約三圓三十錢に比すれば、吾國の地方債の如き固より微々たる起債額に過ぎずと雖、而かも此の比較的微々たる地方債を以てすらも、地方公共團體の獨力を以しては、之が低利借換も新規募集も殆んど不可能なる現情の下に在り、故を以て政府は郵便貯金の吸集によりて得たる預金部資金の一小部分を割き、低利資金の名に於て之を地方公共團體に融通するの必要を認め、明治四十二四十三の兩年度に於て年利七分以上の高利を附せる地方債整理の爲め融通したる額五百四十萬圓、新事業に對し融通したる額三百九十萬圓と公表し、四十四年度に於ても亦約一千萬圓を地方公共團體に融通すべしと云ふと雖、此の所謂低利資金融通なるものは、地方債の整理上極て姑息なる手段に屬し、僅かに不當の高利を附せる地方債を借換ふるか、若くは不利益なる條件の下に新債募集の

必要なからしむるを以て効果の極と爲し、未だ積極的に有効なる整理を期待するに足らず、之を期待せんが爲には地方債整理策として最も適切なる二個の方法あり、一は預金部資金の全部を擧げて之を地方債整理の用に供し、舊債の借換は勿論新債の引受をも試むること、二は地方債に對して政府の裏書保證を與ふることと是なり、前者は中央財政の遺線と兩立せざるが故に、之を實行する曉には鐵道費に對する預金部の融通の如きは當然之を放棄せざる可らず、郵便貯金は地方より出で、地方に返る、蓋し預金部資金運轉上の常法と謂ふべし、地方債に對する政府の裏書保證は地方債募集の市場を擴大する所以なるが故に、地方債をして今日よりも比較的有利なる條件の下に之が應募者を發見せしむる所以たるべし。

三一、地方債の整理(其二)

同じく地方債と曰ふも、東京大阪横濱神戸京都市の市債は、其の募集區域に於ても又其の流通區域に於ても、地方的に非ずして全國的なり、或る意味に於ては國際的性質を有すと謂ふも可なり、然れども是等の市債を別にしては、府縣債も町債も組合債も其の募集區域は事實上極めて狹隘なる範圍に限定せられ、僅かに府縣公金の取扱銀行に依頼して募債を試みんとするに過ぎず、偶ま募債に成功することあるも、其の條件極めて不利ならざるを得ざるは必然の勢なり、故に同じ地方債にしても府縣債郡債町村債及び小都市の市債の如きは東京市債大阪市債等と肩を比べて一般金融市場に濶歩すること能はず、而かも府縣町村若くは全國の小都市

が、東京市大阪市等と同じく地方公共團體として存立する以上は地方債の募集困難なるの故を以て絶対に募債の手段を放棄せんことは、事實上不可能なり、獨逸に於ては地方公共團體が公債の發行によりて事業資金を求むる以外、各地の公立貯蓄銀行及び公私の保險團體より低利資金の融通を受くること近年に至りて頗る増加したると、各聯邦の創設に係る縣の公共事業補助資金よりも同じく低利資金の融通を受くる利便あるが故に、地方團體は必ずしも地方債の發行を以て唯一の事業資金取得法と爲さず、即ち前顯縣設公共事業補助資金より獨逸帝國の各都市が融通を受けたる金額は最近十個年間に於て一億六千五百萬馬克に上り、此の期間に於て是等の都市が需要したりし總資金の三分の一以上を融通したるに徴するも、獨逸に於ける地方公共團體が地方債以外の

融通財源を有することの豊富なる一端を窺知するを得べし、吾國の地方團體は不幸にして未だ這般の融通機關を有せず、府縣農工銀行の如きは地方團體に對する融通機關たること能はざるのみか、却て自から中央政府の救助を求むるが如き事情の下に在り、故に中央政府の立場としては一般地方債に對して少くとも其の募集を可能ならしむる利便を與ふるの責任なしとせず、地方債に對して政府の裏書を與ふれば、地方債の募集が國債募集を妨ぐるの虞ありと曰ふ者あるも、こは中央政府として餘りに利己的なる反對と謂ふべく、此の論法を擴充すれば政府は全く地方債の募集を禁遏するの外なからん、畢竟裏書地方債を以て國債募集を妨ぐべしと爲すは一の杞憂に過ぎざるべし、何となれば公債の需要者は裏書地方債よりも國債を希望せんことは豫想に難しとせざる所

なればなり。

三二、外債の自然的増加

我が財政經濟事情の下に於ては、外國債は自然的に増加する傾向を有す、此の傾向は政府國民の常に念頭に置かざる可らざる所なり、外國債の總額は明治四十四年三月末に於て十四億四千七百二十四萬圓之に加ふるに、東京京都大阪横濱神戸名古屋市等の市債にして外國に募集せられたるもの八千五百四十餘萬圓あり、外に滿洲鐵道會社の社債を始め會社の社債にして外國に募集せられたるもあり、是等各種の外債に對しては正貨を以て之が利子を支拂はざる可らず、我が外國貿易が幸にして輸出超過の状態を繼續すれば、外債利子の支拂義務は貿易上の債權を以て少くとも或

る程度までは相殺し得るの利益ありと雖も、我が貿易關係は絶えず輸入超過を以て常態と爲すが故に、結局外國に對しては各種外債の利子と貿易上の債務と併せて之が支拂を反覆せざるを得ず、是に於てか是等の債務に應せんが爲に常に外國に於て支拂準備金を用意し置くの必要あり、此の準備金は隨うて減少すれば隨うて補填せざる可らず、之を補填するの途は、政府の外債を募集するか、滿洲鐵道社債の類を外國に募集するかに在り、之を募集すると益々多ければ、之が利子として支拂準備金の減少する程度も亦隨うて速かなり、故に外債は益々増加して之が増加の必要は愈々加はる、此の必然的傾向を妨ぐるものは唯外國貿易の關係に於て輸出超過を期待するに在るのみなるも、我が貿易上の趨勢は此の希望と正反對の徑路を取りつゝあるが故に、外債の自然的増加の

傾向は、我が財政經濟上最も注意を要する所なり、然るに政府の對外債方針は動もすれば徒らに外債を加へんとするに在るは、危険至極の措置と謂はざる可らず、近く其の一例を挙げれば、内國に於て五分利公債の低利借換を行はんが爲に、外國債の發行によりて得たる資金の一部を利用して内債を償還し、内債償還と併せて四分利公債に對する乗換を勸奨せる如き、畢竟無謀なる低利借換の失敗を蔽はんが爲に、必要も無きに外債を増加したるに外ならず、我が財政状態の下に在りては、外國債の買戻しを以て方針と爲さざる可らざるに拘らず、金融の緩漫を認めつゝも、却て内債を償還して外債を増加せるは、左なきだに自然的増加の傾向を免かれざる外債に對して人爲的に此の傾向を促進するものなり、此の如くんば、財政の基礎何の日か鞏固を加へんや。

三三三、 在外正貨

在外正貨は財政上の謎なり、人は在外正貨の存在を知る、然れども其の幾許なるやを知らず、政府は常に絶對的の秘密を守り、議會に對しても答へず、唯各人の推測に任すのみ、日本銀行の正貨準備額は常に公表せられ二億何千萬圓と稱せらるゝも、此の正貨は悉く日本銀行の庫中に實在するに非ずして、倫敦に存在する正貨をも準備として兌換券を發行する例と爲れり、故に日本銀行の正貨準備以外、別に幾億の在外正貨ありと想像するを得ず、在外正貨に關して問はざる可らざるは、日本銀行の準備以外、幾許を除せるやに在り、是れ國民の常に知らんと欲する所にして、政府の常に言ふを欲せざる所なり、在外正貨は一面に於ては外債利子の支拂基金に

して外債の所有者に取ては擔保の用を爲すと同時に、一面には兌換券發行の準備となり、或る意味に於ては財政經濟上の安全辨たり、之なくんば財政經濟は唯破綻あるのみ、故に政府としては在外正貨隨て減少すれば隨て之を補填するの必要あり、之が補填法は新たに政府の外債を募集するか、滿洲鐵道社債の類を外國に募集するに在り、斯くて兎も角も在外正貨の消滅を防がざる可らざる行懸りと成りぬ、此の行懸りは何の日か之を脱却し得べき、財政政策の現情を以てしては臨むに英斷を以てするに非れば、前途の事甚だ心もと無き感なからず、英斷とは何、新規外債の募集を見合はすること一なり、外債の低利借換に專なること二なり、外債の買戻し方針を取ること三なり、我が財政政策の傾向は外債を増加する一方なり、斯くては一時外債金の融通によりて財政の利便を加ふるこ

とあるべきも、外債の増加は必ず利子の増加を伴ふが故に、利子支拂基金としての在外正貨は外債元金の増加に連れて益々之を補填するの必要あり、故に新規外債の募集を断念せざる以上は在外正貨補填の必要を防止すること能はず、之を断念して専ら外債の低利借換に従事すれば、低利借換は利子支拂額を減少するが故に、正貨補填の必要は此の原因よりして積極的に軽減せらるべし、而して更に加ふるに外債の買戻を以てするに於ては、正貨補填の必要は一層の軽減を見るを得べけん、此の點にまで財政經濟の根本的方針を進めざる間は、所謂在外正貨なるものは砂上の樓閣の如く、如何に苦心して之を積み上るも、隨うて積み上げれば隨うて崩壊せざるを得ず、唯外債新規募集の見合せと之が買戻しとが果して政府の断じ得る所たるや否やを以て疑問と爲すのみ、政府の政

策は現に反對の徑路に進みつゝあるを奈何。

三四、金準備の戦争

假りに戦争の語を用ふべくんば、國際的經濟戦争に關稅戦争あり又金準備の戦争あり、關稅戦争は各國互に關稅の高き障壁を設けて自國の産業を保護せんとする政策に起り、金準備の戦争は各國の中央銀行が互に其の金準備を厚うせんが爲に金の吸集に努め又其の流出を防がんとする政策に起る、英國は國際的銀行業務の中心市場と呼ばれるだけに、英國銀行の金準備に關する問題は、古くより同國の財政家及び政治家の頭腦を悩まし、今尙悩ましつゝあるものゝ如し、英國に於ける金準備の薄弱なるを憂ふる者の論點を要約すれば、英國銀行は今より十年前に於て平均三千三百

萬磅の金準備を有したりしに今日の平均は三千七百廿五萬磅内外なり、金準備の増加は此の如く最近十年間に於て些々たる額に止まるに拘らず、此の期間に於て英國の銀行預金總額は約二億五千萬磅を増加したり、是れ英國内に於ける事情なり、是よりも更に金準備問題を重要ならしむるは外國に對する英國金融界の地位なり、英蘭銀行は現に約三億七千餘萬磅の金準備を有すと雖、此の準備の一部は何時にても倫敦に支店を有する外國銀行の手によりて國外に送金せらるべし、殊に最近十年間は巴里の平均利子は概して倫敦に於るよりも低かりしが故に、倫敦に支店を有する佛國銀行は英國に資金を預け置くを以て利益とせるが故に、此の債權は何時にても取附けらるべしと云ふに在り、又英蘭銀行にては巴里の佛蘭西銀行、伯林の獨逸帝國銀行等と異なり、兌換券の正貨

引換は何時にても即刻に之を行ふが故に、倫敦が此の如く眞個に金の自由市場たる事實は、益々金準備に關し危懼を抱かしめずんばあらずと曰ふもあり、獨逸に於ても金準備問題に關する警戒は英國に劣らず、近くタイムズ新聞のウキーン通信員の報せる所に據れば、獨逸政府は獨逸帝國銀行と澳洪國々立銀行との間に條約を締結せしめ、必要な場合に於ては兩者の一方は互に他の金準備を融通し得ることを計劃せりと云ふ、此の締約にして行はるれば獨逸は必要に應じては約一億磅の金を何時にても利用し得るに至るべし、又本年(千九百十一年)二月獨逸帝國議會に於ても金準備に關する討論あり、多數の意嚮は外國に對して資金を貸附くること多きに過ぐるを以て危険と爲し、獨逸の金準備を厚うし置かんが爲には外國債に對する應募に一の檢束を設けざる可らざる

を認識し之を獨逸政府に要望せんとするに在るが如し、金準備問題は今後益々各國政府の警戒する所となるべし、此の間に立ちて僅かに在外正貨に兌換の基礎を置く日本の地位亦危からずとせざるなり。

三五、金本位國と金貨國

吾國の金本位國なるは言ふまでもなし、然れども金貨は事實上の流通貨幣に非ず、故に金貨の流通貨幣として行はるゝ國を以て金貨國なりとすれば、吾國は此の意味に於ける金貨國には非ず、金貨の吾國に存在せざるに非ず、造幣局にては現に金貨を鑄造しつつあり、然れども流通貨幣として行はるゝものは、金貨に非ずして之が代用證券たる日本銀行の兌換券と補助貨幣とのみなり、此の

事實は吾國に於ける金準備問題を研究するに當り最も注意せざる可らざる所にして、同じく金本位國と曰ひ若くは金貨國と曰ふも、其の實際上に於ける金準備の厚薄に於ては、英國の如き金貨國に比し、非常の等差あるを免れざるなり、金貨が流通貨幣として流通する國に在りては、中央銀行の正貨準備に次では現に流通しつつある金貨は第二の準備たるべきものなるも、金貨が事實上の流通貨幣たらざる吾國の如きに在りては、日本銀行の正貨準備は第一の準備にして又最後の準備なり、之を戦争に譬ふれば、金貨流通國に在りては準備の防備は二重にして、吾國に於ては僅かに單線の防備を有するのみ、防備の安否推して知るべきのみ、由來金準備の問題は兎角世間の注意を逸し易く、公債問題若くは租税問題の如く世論を喚起するに適切ならざる傾ありと雖も、實は財政經濟

上の根本問題にして、陸に百萬の精兵を養ひ海に威容凜々たるドレドノートを浮ぶるも、金準備の薄弱なるは財政上の戦闘力を缺けるものにして海陸の武力も物の役に立つべくもあらず、吾國に於ける金準備問題として國民の忘る可らざるは、日本銀行の正貨準備以外、金貨の流通するもの無きこと其の一なり、日本銀行の正貨準備とても其の公報に掲げらるゝ準備の全部が日本銀行の庫中に藏せらるゝに非ずして、遠く外國に於て保有せらるゝ額甚だ尠からざること其の二なり、而して外國に於て保有せらるゝ所謂在外正貨なるものは、外債利子の支拂と、我が貿易上の債務決済との爲に、絶えず補填せらるべき必要の下に在るは、前章論述したるが如し、故に吾國の金準備は二重の意味に於て薄弱なり、此の薄弱なる金準備を基礎とする我が財政經濟事情亦薄弱ならずと曰は

んや、日露戰時には一時金準備の問題國民の感情を動かし、秘藏せる古金若くは金屬品を日本銀行に提供せること流行を爲せり、斯かる手段は固より兒戯に類するも、平時に在て金準備問題を忘却するは危險なり、事有るに及びて騒ぎ立つるも何の効なし、國防は單に陸海軍の擴張にのみ止まらざるなり。

三六、公債の利率

公債の利率は或る意味に於ては國民貯蓄の反影なり、故に國民貯蓄の増加に連れ公債の利率は長き期間に於ては次第に低落すべき傾向を有す、唯此の傾向は頗る漸進的にして人爲を以て奈何ともすること能はず、貯蓄増加の傾向が既に漸進的なるが上に、公債に對する國民の投資は他の有價證券に比し最後の順位を取る

が故に、貯蓄の増加が公債利率の低落と爲りて其の反影を現はすまでには、一定の長き徑路を取るものと豫定せざる可らず、桂内閣の四分利借換計畫が豫定の成功を告ぐることは、公債利率の低落を促がす自然的徑路に逆ひ、高壓的に公債の利子を低うせんことを欲したるに由る、金融緩慢で唯一の事實は必ずしも公債利率の低落を保障するものに非ず、金融緩慢の原因にも種々の事情あり、桂内閣をして公債の低利借換を思ひ立たしめたりし金融緩慢の事實は、國民貯蓄の増進に原因せる金融緩慢に非ずして、政府が苦しき遺線の下に勉めて公債の償還を試みたらんと、市債社債類の外國賣出一時に流行せる結果銀行預金を激増せしめたるを以て主因と爲す、公債の償還は財政の餘裕に由るに非ずして、國民の甚だ重しとする租税の一部を撤布するに過ぎざるが

故に、此の原因より來る金融の緩慢は、國民貯蓄の増加より來る同一の事實とは、全く正反對の意義を有すると同時に、外債募集の原因より來れる金融の緩慢は唯一時コール・モニーの日歩を低うせるまでにして、貯蓄増加の結果たる金融の緩慢と其の事情を同うせず、斯かる事情の下に、俄かに公債低利借換の計畫を樹て、人爲的に又高壓的に公債の利率を低うせんを試みたるは、計畫失敗の根本原因にして、金融緩慢の事實のみに餘りに重きを措き過ぎたるが爲なり、公債の利率は結果にして原因に非ず、貯蓄増加の結果たるべくして、金利の標準を低うすべき原因たること能はず、貯蓄増加の結果金利低落し、金利低落して一般有價證券の價格騰貴し、而る後確實永遠の投資を欲する者は漸次公債に對して投資する手段を取り、公債に對する一般國民の需要確實に増進するに至り

て、此に始めて公債利率の自然的低落を見るを得べし、此の徑路を無視し、公債價格の一時的騰貴而かも其の人工的釣上の成功に眩惑し、輕々に借換計畫を斷行したるは、如何に其の失敗に非ざるを辯せんとするも、事實は明かに失敗の宣告を與へつゝあるを奈何、財政の理法に暗き政治家として金融緩慢の一時的現象に惑はさるゝは詮方なしとするも、借換計畫の顧問役たりし銀行者までが斯かる失敗を豫知すること能はざりしに至ては、痛嘆の外なし。

三七、特別會計

財政を見る者は總豫算の外、特別會計豫算と總豫算及び特別會計豫算の追加豫算とに注意せざる可らず、明治四十四年度豫算に於ても、總豫算の歳出は五億五千七百七十萬餘圓なるも、此の本豫算

に對する追加豫算を加ふれば五億六千八百九十萬餘圓となる、而して別に特別會計豫算あり、特別會計の多き、財政状態をして動もすれば其の真相を修飾せしむるの傾向なからず、特別會計の中に就ても鐵道特別會計の如き殊に然りと爲す、鐵道會計以外特別會計の大なるもの、朝鮮總督府特別會計の四十四年度總歳出四千八百七十餘萬圓、臺灣總督府特別會計の同年度總歳出四千三百六十餘萬圓、關東都督府特別會計の四百九十餘萬圓、樺太廳特別會計の二百十萬餘圓等は、名は特別會計と云ふと雖、何れも帝國の領土及び租借地の行政費に屬するが故に、是等特別會計の歳出を別にして、帝國政府の總歳出五億何千萬圓と曰ふ如きは無意味なり、特別會計は會計上の形式に過ぎざるが故に、特別會計を設定したりとて之が爲に財政上に於ける國民の負擔は輕減せらるべきに非ず、政

府の財政は縮小せらるべきに非ず、財政を見る者は明かに形式と實質とを區別せざる可らず、國有鐵道の善後は嘗て前西園寺内閣に累を爲し國有鐵道の収益は既定の鐵道建設費及び改良費を支ふるに能はずして、其の不足額は之を年々の公債募集に俟たざるを得ざりしかば、此の原因よりしても公債相場の低落を促がし公債募集の困難に達着せざるを得ざりき、桂内閣の代り起つに及び鐵道會計を以て特別會計と爲し、而して一般會計に於ては所謂非募債方針を標榜し、鐵道特別會計に於ても今日までは公債募集の手段を避け、預金部よりの融通によりて以て鐵道會計を彌縫し來れり、世間見て以て甚だ怪まざるの觀あるも、本來特別會計の設定は財政整理上何等の實質的効果あるべきに非ず、一般會計に於て募債するも特別會計に於て募債するも、公債募集の財政經濟上に

及ぼす影響に於て異なる所なし、又一般會計に於て預金部の融通の下に遺繰するも、特別會計に於て之を爲すも、財政の遺繰彌縫たるに於て敢て異なる所あるを見ざるなり、然るに財政を見る者動もすれば鐵道會計を一般會計以外に驅逐したる後の一般會計を見、驅逐せられたる鐵道會計の彌縫に着眼せずして、非募債方針と曰ひ公債償還の増加と曰ひ、公債整理と曰ひ、財政整理と曰ふ、寧ろ偏頗の見たるを免れじ、斯の如くんば、財政上の厄介物は之を一般會計外に驅逐するによつて一般會計は常に整理の體を裝ひ得べけん、若し陸海軍費を以て特別會計に移さば、所謂財政整理は益其の歩を進むるを得ん歟。

三八、當局者の財政觀

財政當局者の財政観は如何なる場合にも常に無條件なる樂觀論なり、租税負擔の重きに過ぐるを憂ふる者あれば、國民負擔力の餘裕を説き、財政の遺線を難する者あれば、則ち財政の基礎甚だ鞏固なるを説く、如何なる當局者も、當局者としては、少くとも當局者たる間は、其の財政に對する樂觀的口吻殆んど同一轍に出づるを常とす、是れ當局者としては事情の如何に拘らず、財政の鞏固なるを吹聴するを以て當然の職責と思惟するに由ると雖も、一は當局者の觀察は往々財政の光明なる一面にのみ止まり、其の暗黒なる反面に及ぶの餘裕なき結果、職責として辯護する以外、眞實に財政の鞏固を自信するにも由らずんば、獨り財政に於てのみならず、當局者の觀察は往々にして偏頗に陥り易し、俗に所謂慾目なるものあるが故なり、故に大藏大臣として嘗て滑稽なる程度にま

で樂觀論を唱へたる人も、一旦藏相の印綬を解きて野に在ると漸く久しきに及びては、前日の樂觀論に引換へ、次第に財政の暗黒面に着眼するを得るに至る、是れ畢竟境遇の拘束なき賜なり、吾人は財務當局者に對して財政を樂觀する勿れと曰はず、勉めて之を悲觀せよと曰はず、財政には絶對的樂觀論ある可らず、又絶對的悲觀論ある可らざればなり、然れども如何に職務上の必要若くは利益ありとは云へ、餘りに樂觀論を吹聴するに過ぎ、國民をして知らず識らず財政に對する注意警戒を怠らしむる結果を誘ふ如きは、財政當局者として有るまじき事なり、財政の豊富ならざるは國民皆漠然之を知る、故に當局者としては常に其の困難なる所以の真相を明にし、國民を導きて之が善後に努力せしむるの態度に出でざる可らず、伊太利政府の嘗て財政整理に着手せるや、時の藏相ソッ

ニ一ノは先づ議會に於て財政困難の真相を明言し、其の遺繰事情の最早放棄すべからざる理由を宣告したり、而して朝野の熱心は遂に財政整理の偉功を奏するに至りぬ、吾國に於ける財政當局者は常に口に樂觀論を吹聴しつゝも、財政事情に關しては則ち秘密主義を株守し、出來得るだけ國民をして知らざらしめんことに勉むるものゝ如し、是れ豈に一大矛盾に非ずや、財政にして果して當局者の吹聴するが如く無條件なる樂觀的事情の下に在らば、何を苦んでか勉めて秘密を守らんや、宜しく進んで樂觀的事情の詳細をも併せて吹聴すべきなり、然るに財政上頗る重要なる内情に至ては常に言明を憚るは何ぞ、樂觀論の皮相的に過ぎざるが爲ならずや、財政に於ても亦正直は最善の政策なり、財務當局者の告白正直ならざれば、國民の財政を視ること、猶ほ當局者の私囊を視るが

如けん。

三九 財政上の秘密

財政は國家の公囊なり、財務當局者の私囊に非ず、故に一厘一毛と雖も國民の知らざる收入あるべきなく、一厘一毛と雖も國民の知らざる支出あるべきなし、國民の國庫を見ること恰も自己の金庫を見るが如く、一目瞭然、何等不可解の事情ある可らず、一言にして曰へば財政には一點の秘密あるを許さず、是れ國家の財政が私人の財政と同じからざる根本的相異なり、財務當局者は國家の公僕なり、國家の公囊を管理する忠僕たるべくして、秘密の守護者たる可らず、當局者の任は説明と立案とに在り、説明の目的は國民をして財政事情を知悉せしめ、之を知悉するによりて財政に對する

興味と注意とを深刻ならしめ、財政を視ること自己の財囊を視るが如く親切ならしむるに在り、英國現内閣の商務院長シドニー・パックストン氏は嘗てグラッドストーンの財政に關する功績を賞し、英國の財政はグラッドストーンによりて始めて通俗的となり、國民は財政に關して興味を抱くに至れりと曰へり、説明と曰へば單簡なる任務の如く思はるゝも、説明らしき説明は財政上に於て至大の効果なきを得ざるなり、説明に次ぐ財務當局者の任務は立案なり、立案は主義の問題にして姑息なる術策の謂に非ず、ジョン・モレーがグラッドストーンの財政計畫を評して、常に廣き主義を基礎として、此の基礎の上に建設せられたりと曰へる如く、財政上の立案は常に歳出入の數字を按排するのみならず、此の數字の由て來る所の主義を明にし、苟も一定の主義方針を離れて姑息の彌縫を試

むることある可らず、既に説明を以て經とし立案を以て緯とす、如何なる場合にも財政上の秘密あるべき等なし、其の偶ま之あるは財務當局者が其の當然の任務を果さざるを證明するものならずや、吾國に於ける財政上の秘密や其の因由する所遠く、何人が財務の局に當るも秘密は秘密として之を存し未だ嘗て財政事情の腹藏なき告白を敢てしたる者あるを見ず、國庫預金部の出納状態を問へば秘密と答へ、在外正貨の現情を問へば秘密と答へん、秘密のあるべき等なき財政に秘密の存するは、財政事情に公表を憚かる部分あるが爲なり、而して當局者獨り財政の基礎鞏固なるを説く、其の果して鞏固なるや否やは國民の判斷すべき所にして、必ずしも當局者の證言を要せず、當局者としては唯國民に對して明白なる判斷の資料を提供すべきのみ、當局者の説明にして明白ならば

故らに財政の鞏固なるを吹聴するの必要なし、説明にして明白を缺かば、當局者の吹聴も事に益なし、當局の任は説明に在り、國民の任は判断に在り。

四〇、歳計豫算

グラッドストーン嘗て歳計豫算の荷もすべからざるを論じ、一年度の豫算に計上せらるゝ費目若くは歳入科目は縦ひ其の豫算上の金額に於て些々たるものと雖も、其の些々たるを理由として輕忽にすべからずと曰ひ、譬へば道行く人が各々一個の土石を一定の場處に投げ込むとすれば久しき後には容易に其の始末を附くること能はざるが如しと諷せり、豫算の荷もすべからざるは事新らしく言ふまでも無しと雖も、財務當局者の立場となれば、動もす

れば豫算の形式即ち紙上の計劃にのみ重きを措き、之が遂行の能否及び其の財政經濟上に於ける結果を顧慮するの餘裕なからんとす、例へば豫算上には公債募集を豫定するも、事實果して募債の成算あるべきや、又其の金融上に及ばず結果の如何を問はざる如き、若くは一時借入金を計上するも、借入の結果が國庫の遺繰をして一層の甚しきを加へしめざるや否や、若くは日本銀行をして兌換券の増發を重ねしめざるや否やを慮からざる如き、畢竟豫算の爲に豫算を編成し、財政の爲に豫算を編成せざるに職由す、大藏大臣の地位としては閣僚の要求已を得ざるもあるべく、内閣の地位としては閣員の調和を謀らざる可らざる必要もあるべく、或は又内閣交迭の久しからずして行はるべき場合に於ては、豫算遂行の責任を無視して之を編成する場合もあるべし、是等の事情は財政

難と相俟つて往々にして豫算編成を杜撰ならしむ、斯かる事情の下に編成せられたる豫算案の徒らに尨大にして財政計劃として主義方針の特に認むべきもの無き亦怪むを要せず、帝國議會に於ける大蔵大臣の豫算演説は何人が其の局に當るも嘗て國民に對し何等の感動をも與へざりしに非ずや、財政の基礎を以て鞏固なりと吹聴し之を證明せんが爲に豫算數字を羅列するも、主義なく方針なく抱負なく精神なき豫算演説は死せる演説なり、催眠演説なり、グラッドストーンは豫算演説の妙手を以て稱せられ、比較的無味乾燥なる長々しき豫算演説を面白く傾聴せしめたる政治家は、グ氏の前後其の人なしとまでに傳へらる、千八百五十三年の有名な豫算演説は三百二十六語連續して一文を爲し、千八百六十三年の豫算演説中には百十四語と百二十六語の連續せるものあり

と云ふ、而して此の長文句を面白く議員に聞かせ、大演説として後世にまで傳へらるゝは、能辯の天才のみに非ず、グ氏の豫算演説には必ず主義あり抱負あり、乾燥なる數字の背後に熱烈なる精神の籠るものあるが故なり、豫算の價値は豫算演説の調子によりて判断するを得べし、低調なる豫算演説によりて提出せらるゝ豫算案は數字の死骸を羅列する豫算案なり、高調なる豫算演説によりて代表せらるゝ豫算案にして始めて活ける數字によりて組織せられたる生氣ある財政計畫と稱するを得べけん。

四一、 決算と政府の責任

豫算に關する政府の責任を議する者も、決算に關する責任を等閑視する傾向あり、豫算に責任あれば決算にも亦責任あるは當然

なり、豫算は事前に於てし、決算は事後に於てす、事前事後の責任並びに全うせられて、財政上に於ける政府の任務は此に始めて國民の希望に副ふを得べし、然れども決算に關しては國民の用意概して甚だ周到ならず、帝國議會の議員は豫算委員會の委員たらんことを欲するも、決算委員たらんことは其の運動してまでも希望する所に非るが如し、國民の決算を見ること此の如く不注意なる結果は、政府をして自然に豫算遂行の責任を輕視せしめ、豫算案さへ議會の協賛する所と爲らば政府の責任は此に完了したるやに誤解せしむる傾向なからず、試に二十七議會に提出せられたる決算に就て見るも、四十一年度歳出入總決算及び四十一年度各特別會計決算にして豫算及び法律敕令に違背せる事項は、會計検査院の検査報告に於て總計百六十七件、五百餘萬圓の多きを示せり、國民黨

は此の事實に關して決議案を提出し、不當の標準に由りて租税を徴收し及び租税の過徴に屬するもの四十三件を算せるは、是れ苛斂誅求の事實を立證するものなりと曰ひ、又歳出に於ては競争入札に附すべき工事若くは物件の購買を隨意契約とし、或は虚構の事實に對し或は設計に副はざる工事に對し、不當の支出を爲すもの多く、陸軍省は最も其の多きに居れりと曰ひ、『要するに政府は一方には租税の苛斂誅求を敢てし、他方には國帑を濫費すること斯の如し、依て政府は當然其の責に任すべきものとす』と提議せるも多數黨に制せられて成立せず、政友會は僅かに五個條の警告を政府に與ふるに止めたり、然れども斯かる警告は政府に取て固より苦痛たるべくもあらず、根本に於て一般國民も帝國議會も決算を視ること豫算を視るが如くなるに非れば、嚴重なる會計検査院の

検査も、政府反對黨の彈劾も、未だ政府をして反省せしむるに足らず、株式會社の決算報告に對しては株主は利益配當の利害關係上比較的嚴重なる注意を拂ふと雖も、政府の決算は利益配當を伴はざるが故に之を重要視せざる傾あり、政府の決算は積極的に利益配當を伴はざるも、租税の誅求國帑の濫費等は間接に納税者たる一般國民に對して損害を與ふること多大なり、利益配當の爲に株式會社の決算を重んずる者は、損害豫防の爲に政府の決算をも重んぜざる可らず。

四二、豫算委員會

衆議院の委員會中、院內にても院外にても、最も重んぜらるゝものは豫算委員會なり、豫算に關する智識と興味を有する者も、有せ

ざる者も、皆豫算委員たらんことを欲し、豫算委員長の選舉は政黨の重要視する所なり、正面より觀察すれば、豫算委員會の重んぜらるゝは悪しき現象には非ず、財政計畫に關する議會の用意甚だ周到なるが爲と謂ふを得べければなり、然れども物には兩面の觀察あり、底には底あり、財政計畫を重んずるのみが豫算委員をして議員の誘惑たらしむる、少くとも唯一の原因には非るべし、吾國の院例にては、名は豫算委員會と云ふと雖も、此の委員會に於て質問せられ論議せらるゝ所のものは、財政問題のみに止まらず、外交に關する事も教育に關する事も司法に關する事も、豫算委員會の名の下に會務中に包容せらるゝ習慣なるが爲に、豫算委員會は其の實規模の縮小せられたる一院なり、隨うて豫算委員會に席を列するに非れば、國務に關する重要な質問を試み若くは説明を聞くの

機會を逸すること無きに非ず、是亦豫算委員會の院に重を爲す一因たるべし、然れども同時に議員の私的利害關係もあるべし、選舉區民の希望を代表する要求を提出し若くは一己の利益問題を解決せんには、豫算委員たらんことは、少くとも他の常任委員たらんよりは頗る便利なればなり、是等の事情相集りて豫算委員會は議會の中堅たり、議會の華たり、議員は豫算委員たるを以て選舉區に誇り、政黨の宿老は豫算委員長たらんことを以て權威を加ふる所以と爲す、是亦可なり、然れども豫算委員會の重んぜらるゝこと此の如くにして、財政問題に關する研究討議の比年益々疎漏を加ふる傾向あるは何ぞや、委員會の重んぜらるゝに隨うて委員會本來の目的は益々輕んぜらるゝには非ざる歟、少くとも委員會の重要視せらるゝ割合には委員會の目的は重要視せられざらんとす、蓋亦

議會の一大矛盾なり、豫算委員會は其の名の如く豫算案の準備審査を目的とするが故に、委員會の會務は現在よりも今少しく其の範圍を狭むるも、其の研究程度を深うすることゝし、從來豫算委員會に於て行はれたる會務の一部は之を全院委員會に移し、此の會に於て外交の事も一般政務の事も之が質問應答を試ることゝせば、豫算委員會は幾分か名實兩全の機會を得べけん、豫算委員會に求むる所のものは、會務の廣さに非ずして其の深さなり。

四三、國民生計問題（其一）

現今生活費の増加に原因して國民生計問題の喧しきは北米合衆國を以て最と爲す、千九百九年紐育市に於て行はれたる調査の結果によれば、一年の収入八百弗以下の者は平均五人の家族を支

ふること能はず、八百弗の収入は辛うじて生活上の必需品を得るに止まり、必需品以上多少の餘裕を得んが爲には、少くとも九百弗を以て最低生活費と爲さざる可らずと云へり、斯かる状態なるが故に、生活難を感ずる者は獨り下級労働者及び失業者のみならず、小商小工及び少額の俸給に衣食する者、何れも生活費の増加に苦まざるはなし、大統領タフト氏は千九百十年議會に送りたる教書中に於て國民生計問題に言及し、金産出額の増加は少くとも物價騰貴の一部原因を説明するものと爲し、人口の増加と國民生活法の向上とは其の他の理由たるべしと云ひ、且つ曰く、『生活費の増加は必ずしも米國のみに限らずして全世界に及べる事實なり、此の世界的事實を促へて罪を吾國に於ける保護關稅に歸する者あるも、事實に於ては物價の騰貴は殆んど全く工場の製産物に於て現

はれ、是等の生産物に關しては嘗て關稅の引上なく却て往々其の引下げありたるを記憶せざる可らず』と、然れども米國に於ては諸說正に紛々たり、鐵道王ゼームス・ヒル氏は嘗て生活費増加の主因を以て農民が耕地を離れて都會地に集まる傾向と耕作法の弛緩カシ、リ、レ、テ、トとに歸したることあり、教授ボルス氏は千九百十年六月の北米評論誌上生活費増加の原因を論じ、生活費増加の原因が世界的に非る理由は米國に於ける物價騰貴の趨勢が英獨其の他の諸國に比し、時期に於ても程度に於ても一樣の現象を呈せざるに徴して知るべしと前提し、結局生産社會の富力増進の結果、買手の市場は漸く變じて賣手の市場となり、賣手は賣り急がず徐ろに市價の騰貴を待つに至れる經濟上の變化に外ならずと、今や農民の負債は殆んど償却せられ、農民の多くは更に新たな事業に對して投資

したる事情となり復た往時の賣急ぎ時代の比に非ず、隨うて其の生産物の市價は勢ひ騰貴せざるを得ずと曰へり、又紐育駐在の英國總領事は其の公報中に米國に於ける生活費増加の原因を列舉して(一)關稅(二)八時間勞働(三)金の產出増加(四)陸海軍人文官其他非生産者の増加(五)産業上の聯合(六)勞働者賃錢増加の要求(七)食料品供給以上の需要(八)都會地に對する人口の集合等と爲せり、兎に角に米國に於ける生活費の増加及び之に原因する國民生活難の傾向は、米國文明の反面を説明する現象として社會問題に注意する者の看過すること能はざる所なり。

四四、國民生計問題(其二)

吾國に於ても日常品價格の騰貴は近年に於ける顯著なる現象

にして、大藏省年報の示す平均指數によれば、明治三十三年の平均價格を一〇〇とすれば、明治四十二年中の平均は、米一三五、小麥一二四、醬油一三一、内國製白糖一三八、外國白糖一七四、酒一四一、茶一三一、牛肉一六八、鶏卵一一五、綿糸一三八、石油一二五、石炭一二五、木炭一二四等を示せり、斯く日常必需品價格の騰貴せるに連れ、生活問題が年一年と俸給若くは年金に衣食する者或は少額の資本より生ずる利得に生活する者に取て、容易ならざる難問たるは公けの事實なり、況や加ふるに各様租稅の増徴あるをや、紐育市の調査によれば一家五人の家族に取て一年の收入八百弗即ち邦貨約千六百圓は辛うじて生命を繋ぎ得る生活費の最低額なりと云ふも、吾國にては一年の收入三百圓にても尙所得稅を負擔するの義務あり、所得稅法制定の當時に在ては不可なかりしも、今日と爲りて

は三百圓の収入に對して所得税を課するは、殆んど人間の生命に課税するに同じ、此の一點より見るも、現時の税法に改革の理由なしとせじ、加ふるに消費税あり政府專賣あり、必ずしも細民のみと曰はず、自己の勤勞によりて衣食し若くは多少の財産利得に生活する中流社會に對しては、生活問題は日常必需品の騰貴と租税制度との兩方面より二重の勢を以て壓迫を及ぼしつゝあり、政府の公債政策は此の問題を解決し若くは緩和すべき何等の効驗をも有せず、政府事業の膨脹は徒らに官商の私囊を充たすのみ、而して現代の中流社會を保護し、經濟上に於ても、精神上に於ても、健全なる社會の中堅たらしめんことを期する財政經濟策に至りては、不幸何等の施設あるを見ず、財政計畫は如何、租税制度は如何、産業政策は如何、今の財政計畫は政府に對する債權者の財政計畫に非ず

や、現時の租税制度は貧富平等の負擔制度に非ずや、現時の産業政策は官商保護の政策に非ずや、グラッドストーンの言へりし如く、財政經濟策の弊害に關して政府當局者自から之を認識する時に至りては、其の社會上及び經濟上に及ぼせる害毒は最早芥除すべからざる程度にまで瀰蔓するを免れず、立法行政の任に膺る者今に於て反求せずんば後日必ず悔あらん。

四五、勤儉貯蓄の獎勵

勤儉貯蓄の獎勵は、財政策にも非ず、經濟策にも非ず、其の財政經濟策たるが如き觀あるは、勤儉貯蓄の獎勵が事實上郵便貯金の獎勵と爲り、郵便貯金の獎勵は貯金の吸集と爲りて、國庫預金部の資力を充實せしめ、預金部の資力充實は預金部をして鐵道費を始め

財政上遺線の資金を融通せしむると同時に、所謂低利資金の名に於て郵便貯金の一部を地方公共團體、産業組合及び農工銀行等に融通せしむるが爲なり、故に政府の勤儉貯蓄奨励は財政上にも經濟上にも有効なる政策の體を裝はざるに非るも、本來勤儉と曰ひ貯蓄と曰ふ、中央政府が奨励費を投じ奨励者を派してまでも勧誘すべき筈のものに非ず、一郡の郡長若くは一村の村長等が時宜に應じて之を説くは可なりとするも、政府の方針として又國家の要務の一として、國費を投じ又官公吏に訓令して之を奨励するは、今日の時世には似合はぬ措置なり、殊に中央政府の方針は政府より府縣知事に至り府縣知事より郡市長に至り郡市長より町村長區長に至るに及びては、此の間幾重にも誇張せらるゝを常と爲すが故に、中央政府の希望は場合によりては命令の威權を以て一般人

民に臨むこと無きに非ず、嘗て戊申詔書の煥發せられたりし當時には、或る地方の如きは一村の民相謀りて生魚を食はざることをして申し合はしたるもあり、勤儉貯蓄の奨励は是非とも之を行はざる可らずと曰はゞ、其の手段を慎み其の程度を慮かること何よりも必要なり、貯蓄奨励を名とし内務省の囑託と稱して各地に勤儉の勧誘を試みたる者の中には、中央政府の特派員として厚かましく振舞ひ、歓迎會の催しなどを請けて勤儉貯蓄の趣旨に反せる行を示したるもありと聞く、政府自から直接に貯金を奨励すること第一の誤なり、貯金の奨励に奨励費までも投せること第二の誤なり、此の如きは、名は勤儉貯蓄の奨励と云ふと雖も、實は保險會社が募集員を派し募集費を投じて被保險者を募集し、貯蓄銀行が有らゆる廣告及び勧誘手段を以て貯金の吸集を試み、又新設會社の發起

人が運動費を投じて株式の應募者を勧誘すると、其の手段に於ても、又其の勸念に於ても、敢て異なる所あるを見ざるなり、國庫預金部の資力を充實せんが爲の貯金吸集運動と曰へば、請取れざるに非るも、勤儉貯蓄の奨励と曰へば、其の手段は餘りに極端にして、又餘りに干渉的ならずや、政府としては唯郵便貯金の機關を擴張し、貯金の預入及び引出を容易にし、貯金者の便利を謀るを以て足れりと爲す、而して貯金の利子は民間貯蓄銀行の利子以下に置き、勉めて民業との競争を避けざる可らざるは勿論なり。

四六、國庫預金部の資金

政府の一大誘惑は民業に對して動もすれば競争の態度に出でんとすることとなり、國有鐵道は電車と競争し、汽船と競争し、郵便貯

金の吸集は民間貯蓄銀行の營業と競争し、特權銀行は次第に其の營業科目を加へ、今又小口保險の計畫によりて保險業務をも兼營せんとするあり、他は姑く言はず、郵便貯金の吸集は政府の最も力を用ふる所にして、其成績も亦顯著なるだけに、之に關する政府の責任甚だ輕からず、民間貯蓄銀行に對しては貯蓄銀行條例によりて貯金運轉に關する制限を設け、貯蓄銀行をして利益主義に偏して自から誤ると無からしめんとする政府は、自己の貯蓄銀行に關しても亦其責任を自覺せざる可らず、民間貯蓄銀行の營業を拘束するは確實を旨とすればなり、故に預金部資金の運轉に關しても亦政府は確實を以て第一の要件と爲さざる可らざるは勿論、政府としては郵便貯金が公益の爲に取扱はれ、又保管せらるゝ原則に鑑み、管に之が運轉の確實を旨とするのみならず、同時に最大なる

公益の爲に之を利用するの方針に出でざる可らず、是れ政府の貯金機關と民營の貯金機關とが聊か其の選を異にし、官民兩業の併立し得べき唯一の理由たるべきなり、若し政府の貯金吸集が貯金利子に於ても民間貯蓄銀行と競争の程度に在り、又貯金の運轉に關しても民間銀行と同じく單に確實のみを旨とするに止まらば、政府の貯金吸集は偶々民業に對して壓迫を加ふるに終り、郵便貯金法は其の存在理由を喪ふものと謂はざるを得ざるなり、故に民間貯蓄銀行の生命は資金運轉に關する確實を旨とするに在り、すれば、官設貯金機關の生命は、預金部資金の融通に關する公益を期するに在りと謂はざるを得ず、是れ官私機關の兩立し得る所以なり、斯く言へば當局者必ず辯じて曰はん、預金部の資金は現に國家公益の爲に融通せられつゝあり、國有鐵道の建設改良の爲にも

融通せられ、地方公共團體の爲にも融通せられ、産業組合農工銀行の爲にも融通せられ、又國債買入の爲にも融通せられつゝあるに非ずやと、然れども是等の融通は公益の形式を取りて其の實財政上姑息なる彌縫の用に供せらるゝに過ぎず、吾人の所謂公益の謂に非るなり、國有鐵道の建設改良費を融通するは鐵道公債の募集を避るが爲なり、計畫を存して而して募債を避るは姑息の彌縫ならずや、國債相場を釣上げんが爲に國債を買入るゝも彌縫ならずや、地方財政の整理を断せずして、唯愛嬌的に祝儀的に少しばかりの低利資金なるものを地方團體産業組合等に融通するも亦姑息ならずや、形式は公益の爲にするが如くして實は財政彌縫の爲にするのみ、時の政府の面目の爲にするのみ、何ぞ公益と言はんや。

四七、政府の借金根性

負債なくして存立する國家は文明國に無し、英國の國債は邦貨約七十五億四千萬圓、北米合衆國の國債は邦貨約五十三億六千萬圓、獨逸帝國の國債は邦貨約二十三億圓、伊太利の國債は邦貨約五十二億三千萬圓、佛蘭西の國債に至つては實に百十五億六千萬圓の多きを示せり、列強の國債額既に此の如し、吾國が二十六億五千萬圓の國債を有したりとて、此の國債額は數字の上に於ては列強との比較上必ずしも驚くべき巨額とは謂ふ可らず、此の前提は日本政府の國債募集は尙綽々として餘裕を存すとの結論を伴ふには非るも、國債なくして、或は永久に國債を現在以上に増加せずして、國務を處理せんことは如何なる政治家と雖も保障し得る所に

非ず、固より國債を増加せざらんことは政府國民の共に希望する所たらざる可らず、グラッドストーンは一にも國債二にも國債と曰ひ、現代國民の負擔すべき經費を後世子孫に遺すは、現代國民をして直接に國費の膨脹を自覺せしめざるの傾ありと爲し、國債濫發の誘惑を指摘したりしことあり、固より至言として服膺に値すと雖も、而かも國債の増加は各國を通じて時代の傾向なり、之を其の必要なる最低度に止むとするも尙且つ多少の増加は各國を通じて免かれ難き趨勢たり、日本政府の財政事情も亦其の軌を一にす、唯政府の反省を促さざる可らざるは、起債の已むなきものは國債募集の正當なる財政手段に訴へ、意地穢き區々たる借金根性は、勉めて之を排斥せんこと是なり、國民とても既に政府の計畫を是認する以上は之を遂行せんが爲に必要なる資金を提供せざるは誤

なり、例之ば、鐵道の建設改良計畫を是認する以上は、之に必要な資金は公債相場の下落を忍びても之を供給せざる可らず、然るに政府は公債相場の下落を虞れて、預金部の融通を仰ぎ、預金部をして融通の能力を養はしめんが爲に勤儉貯蓄を奨励せざるを得ざるに至る、是れ借金根性の然らしむる所なり、或は又鐵道公債の名を避けて鐵道融通證券を發行すと云ふ如き、貯金の吸集よりは少しく正直なる手段と云ふべけんも、是とても尙ほ體善く借らんとする借金根性の暴露せるものと謂ふべきなり、小口保險の官營計畫とても亦然り、借金根性の發動に非ずして何ぞ、此の勢を以て進まば、取引所の如きも之を官營として投機買収者の買収證據金を吸集し、郵便局をして定期預金をも吸集せしむるの誘惑に陥ること無しとせじ、負債の必要あらば國債募集の正當なる手段に出づ

べし、意地穢き借金根性を暴露すべからず、國債募集を不可能と思はし、國債募集を必要ならしむる計畫其ものを放擲すべし、計畫を放擲もせず國債を募集もせず、是に於てか遺練となり、遺練に窮しては或る口實の下に體善き借金を試みんとす、其の可なる所以を知らざるなり。

四八 小口保險官營

政府の小口保險官營なるものは英國の郵便局保險ポスト・オフフィス・インシュランスと同様の計畫なるべし、英國の郵便局保險は千八百六十五年グラッドストーンの創設したる計畫にして、郵便局に於て終身養老の保險申込を受け又保險掛金の支拂を受く、創設以來四十餘年を経過せるも此の保險法は寧ろ失敗と謂はざるを得ずして、最近にては一個年の保

險契約件數平均僅かに七百内外なりと云ふ、而して政府の保險率は民間保險會社の保險率に比して高位に在るが故に、益々保險契約を少なからしむる傾向あり、保險契約少きが故に保險率は隨うて高からざるを得ず、結局グラッドストーンの計畫は事實に於て失敗と見るべきなり、吾國に於て政府は如何の成算ありて此種の保險法を採用せんとする乎、恐くは現時の郵便貯金吸集策に満足せず、更に多くの零碎なる小口資金を吸集して國庫の用に供せんが爲、保險其ものゝ結果に關して成算あるに非ざるも、資金吸集の爲に吸集を試みんと欲するには非る歟、此保險法は労働者の強制保險法とは其の根本思想を異にす、労働者強制保險は労働者、雇主及び政府の協賛によりて労働者の疾病災害及び養老に具へんとするものなるが故に、政府の補助を以て制度の眼目と爲し、郵便保險

の如く有らゆる社會に通じて任意の保險申込を受くると其の立脚地を同じうせず、故に郵便保險の故國たる英國に於ても現藏相ロイド、ジョオジ氏は其の社會政策に歩を進めて千九百十一年労働保險法案を下院に提出したり、藏相の推算によれば疾病給與金及び無代治療の利益を受くる強制保險人は約一千三百十萬人に上るべき見込にして、疾病保險は一年百六十磅以下の収入を得る者の全部に適用し、失業保險は試験の意味にて建築業及び機關工業のみに限れり、疾病保險は労働者雇主及び國庫の三者より共同出金すべく、但し一週間十五志以下の収入を得る者は出金を要せず、其の金額は一週間につき、男子職工四片、女子職工三片、雇主三片、にして政府は一人に對し一週間二片を出金し、労働者の掛金は之を其の給料中より差引くこととせり、獨逸帝國の強制保險によれ

ば、千九百六年度に於て帝國政府の支出したる保險金額は、疾病保險の爲に邦貨約一億三千三百萬圓、罹災保險の爲に約七千一百萬圓、不具及び養老保險の爲に約八千三百萬圓に及び、以上三者を合して二億八千七百餘萬圓の支出を見たり、勞働者強制保險は國費を要すること莫大なるは勿論なりと雖、其社會上及び經濟上に於ける効果の大なるも亦疑を容れず、唯夫の郵便保險法の如きは之と同一視すべきに非ずして、純然たる政府の小保險會社營業と見ざる可らざるが故に、僅かに保險會社の痛く反對せざる程度に於て小口の保險契約を結び、郵便貯金同様に保險掛金を融通し得る利便を收めんとする以外、何等社會政策上及び經濟政策上の意義あるを見ざるなり、斯かる手段によりて貯金吸集上更に一機軸を出さんよりは、寧ろ小口の年金證券にても發行するに若かし、況や

英國の經驗は明かに之が成功を否認しつゝあるをや。

四九 施藥救療資金

方今列強の財政を悩ましつゝあるもの、一を國防費とし二を社會政策的立法に伴ふ經費と爲す、國防費の増加は主としてドレッドノート型戰艦の建造に原因し、社會政策的經費は勞働者保險法、養老年金法、失業勞働者の保護或は貧民救助等に於て支出せらるゝもの多きを占む、吾國に於ては未だ社會政策的立法として特に國費を要するものあるを見ず、唯夫の紀元節の詔書及び恩賜金の下附に恐懼して、政府は遂かに窮民に對する施藥救療の必要を認め、之が實行の計畫を案するに至れるあるのみ、施藥救療の必要は言ふまでも無し、國家の經濟力を支ふるには是非とも無告の窮民を

救済して其の天壽を全うせしめざる可らず、然るに政府は既に其の必要を認めながら、之が資金を有志の寄附金に求むるの方針を取り、桂首相自から富豪を請じて寄附を要望し、約二千萬圓の財團を以て施藥救療の事に従はんとするは、甚だ心元なき感なきを得ざるなり、施藥救療は一回限りの慈惠に非ずして今後永久に益々其の必要を加ふべき公共事業なるに拘らず、之が經費を一に有志の寄附に成る義金の利子に求むるに於ては、何程の慈惠も之を施すの資力なかるべし、強て此の資力を得んとすれば、名は有志の寄附と云ふと雖、實は強制的寄附の性質を有する義金の募集を繼續せざるを得ざるべく、赤十字社以外、國民は一種の分限税類似の義金を醸出せざるを得ざるに至るべし、是れ社會主義を好まざる政府の一種社會主義的計畫ならずや、一時一地方の災害に對して

義金を募集して以て罹災者を救助するは善し、施藥救療の如きは永久に又益々大仕掛に之が必要を加ふる國家的公共事業に屬す、隨うて此の種の事業は地方公共團體の任務として之を經營し、地方費を以て支辨すべき性質を有す、有志の寄附の如きは各地方の狀況に應じ必要あらば地方公共團體に對して之を醸出するを以て至當と爲すべし、地方公共團體の負擔之に堪へすと曰はん乎、今日既に堪へすとすれば今後永久に堪ふるの日なからん、二億三千餘萬圓の地方各團體一年の經費を以てして、濟世會の豫定財産より生すべき一年の收入約一百万圓の如き、何ぞ必しも負擔し能はずと曰はんや、況や地方團體の公共事業とすれば、差當り府縣立病院の如きは直ちに之を施療院に移して以て病院新築の經營を節減し得べき利便あるをや、一時の感情若くは一片の義理合ひより

して漸くに集まれる寄附金のみに依頼して以て這般の永久的又膨脹的國家公共事業を經營せんとするは、聊か形式の末に偏せる嫌なきや否や、一時の感情若くは一片の義理合ひより集まれる寄附金は、幾たびも之が募集を反覆し得べきに非ず、反覆するも其の甲斐なからん、勉めて募集せんとすれば則ち強制的性質を帯ぶ、殊に夫の濟世會の寄附金勧誘に關し、當初は株式會社の代表者に對しても亦一己の富豪同様に寄附金を求めんと欲したる如き、甚だしき失態と謂はざる可らず、慈善は商社會の關知する所に非ず、工業會社が其の使用する職工に對して慈善を行ふは、獎勵すべき行爲にして間接には會社自身の利益とも爲るべきも、一般窮民に對して慈善の資を投ずるは、法人設立の趣旨に背かざるを得ざるべし、株主の任意的決議により進んで義金を投ずる場合は尙可な

りとするも、局外者より、而かも政府より之を勸誘するは許す可らず、些事に屬するが如きも政府の心掛けとしては警告に値す、兎も角も濟世會の組織は仰々し、頭のみ徒らに大にして却て活動の自在を失ふこと無きや否や。

五〇、救貧と防貧

現代社會に於ける貧民問題の解決策を大別して二と爲す、一は豫防の方策にして二は救濟の方策なり、豫防の方策に屬する者は、工場労働に従事する職工を保護して疾病若くは罹災の場合に於る生活の安全を保障する如き、或は失業者に對して迅速に職業を與ふる労働紹介所の如き各種の設備を完うするが如く、資金なく貯金なくして僅かに労働に衣食する細民をして現代產業界に澎

憐たる怒濤狂瀾の爲に無告の窮民に陥らんとする悲劇を豫防するを以て目的とす、豫防の方策中自から直接及び間接の別あり、労働保険法の如き失業者授産法の如き養老年金法の如きは直接豫防策に屬し、政府の財政經濟策をして細民に對し過重の負擔を加へざらしむる如きは即ち間接豫防策に屬す、而して直接間接の豫防策と併立して無かる可らざるものは救濟の方策なり、豫防策は貧民の増加を豫防し、救濟策は貧民の遂に無告の窮民と爲れるを救濟す、故に現代の救貧問題は其の意義頗る廣くして深く、貧民だけの問題に非ずして總ての人の問題なり、『何人も皆貧民なり』とは人間の欲求限り無くして何人と雖も悉く其の欲求を満足せしむること能はざる意味に於て戯に唱へらるゝ所なるも、此の意味以外に於て何人と雖も現代社會に於ては一朝不幸にして貧民たり

窮民たること無き何等の保障を有せず、成金の増加する社會は即ち貧民の増加する社會なり、一攫千金の投機に成功する得意の相場師ある社會は即ち投機に失敗して産を亡ぼし業を失ふ者ある社會なり、政府の附與せる特權によりて飽食暖衣を貪る者ある社會は即ち既得の利權を喪うて生活難に苦しむ者ある社會なり、國庫の補助金を濫出する社會は、即ち國民の血税を誅求する社會なり、故に貧民問題の研究に關しては、夫の労働保険若くは養老年金等、直接に貧民の増加を豫防する各般の方策及び授産場養育院孤兒院等、窮民救濟の爲に經營せらるゝ各種の慈善事業以外、貧民問題と密接の關係を有する政府の財政經濟策に對して特に注意を拂はざる可らず、財政は政府の財政なりと雖も、其の政策は延て一般國民の生計問題に及ぶ、常に物質上に於ける影響のみならず、國

民の精神上に及ぼす影響も亦輕々視すべからず、政府の所謂危険思想なるものも、財政經濟の方針如何によりては挑發せられざらんと欲するも得べからず、警察權を以て所謂危険思想を取締るの愚を演せんよりは、退て先づ財政經濟策に反省するに若かじ、誠むべきは今日に在り。

五一、所得税法

所得税法の改正は今尙一の懸案なり、現時の財政事情を以てして果して所得税の輕減を伴ふ税法改正を斷じ得べきや否やは疑問なり、乃ち疑問なりと雖、所得税法の改正は政府現に之が必要を認め國民亦夙に之を希望しつゝあるのみならず、所得税は國家非常税として非常の場合に於ける倔強なる税源なるが故に、平時に

在ては出來得るだけ之を輕減し置くを以て得策とするが故に、所得税法の改正は財政整理上決して一の閑問題に非ざるなり、所得税の輕減に關しては差當り二様の手段あり、一は所得税の附加税を全廢すること、二は五百圓若くは六百圓以下の所得に對して免稅すること是なり、所得税の附加税は明治四十三年度の各地方公共團體豫算に於て合計四百五十三万五千餘圓と計上せらる、此の附加税を全廢するだけにては、納稅者に取ては負擔の幾分を輕うし得べきのみならず、本來地方税として所得税營業税等に附加税を課するは好ましからざる課税法なるが故に、所得税の問題としては、所得税附加税を撤廢せんことは主義の上に於て最も希望する所なり、之を撤廢すれば本税は財政上已む無くんば姑く之を現情に存するも尙忍ぶべし、唯此の場合に於ては、地方公共團體の

税源を如何にすべきやの問題を解決せざる可らず、此の問題に對しては義務教育費の一部を中央政府の負擔に移さんことは吾人の希望とする所なり、此の論容易に行はれ難しと曰はゞ、姑く附加税を現行のまゝに存し、所得税の本税に對して改正を加へざる可らず、明治四十二年度の徵稅結果によれば、三百圓以上五百圓以下の所得稅納稅者は其員數六十六萬五千餘人、其の稅額三百九十一萬餘圓を示すが故に、假りに五百圓以下の所得に對して免稅すべしとすれば、國庫は爲に約四百萬圓の稅額を失はざるを得ず、此の減稅額を補はんが爲に多額の所得に對して稅率を重くすべしとするも、所得稅額は所得の進むに隨うて次第に減少すること恰かも三角塔の形を爲すが故に、多額の所得に對して稅率を重くするは、却て益々所得隱蔽の弊を助長し、到底國庫の失ふ所を補ふに足

らず、唯僅かに補填程度の問題たるべし、故に假りに五百圓以下の所得に免稅して國庫は爲に約四百萬圓を失ふべしとすれば、所得税法を現行のまゝに存して之が附加税を全廢し、地方公共團體の之が爲に失ふべき四百餘萬圓の稅源を或る方法によりて國庫より補填せんことも、國庫の損失及び其の程度に於ては則ち一なり、而して所得稅附加税の廢止は附加稅主義撤廢の端を開き、地方稅制上の整理を促がす機會とも爲りぬべし、或る方法によりて國庫より補填せんとは、義務教育費に關する國庫の負擔を指す、若し國庫は此の負擔に堪へずと曰はゞ、所得稅改正は到底出來ぬ相談なり、既に稅法改正の必要を確認する以上は、國庫の財源は如何にかして之を他に發見せざる可らず、後章試に政府の爲に之を説かん。

五二、地租割と地價割

國稅地租の附加税たる地租割及び地價割も亦所得稅營業稅營業稅の附加税と共に之を廢止するを以て附加税主義の撤廢理由を一貫するに於て、論理上至當と爲す所なるも、地租の附加税は地方公共團體の歳入中殊に主要なる地位を占め、明治四十三年度の豫算に於ては、國稅地租の收入七千七百五十八萬餘圓に對し、之が附加税收入は、同年度に於て府縣の地租割二千四百六十六萬餘圓市の地價割五十萬七千餘圓、町村の地價割一千二百九十二萬餘圓の多きを占むるが故に、一舉して地租の附加税を廢止せんとは、容易ならず、故に附加税廢止に關する論理の一貫すると能はざるは、姑く之を忍び、地租附加税を現情のまゝに存續して以て廢止の時

機を俟たざるを得ず、之が廢止の時機は安全に逆睹すること能はざるも、新たに市町村税として土地増價税を設け、徐ろに其の増收を期するに於ては、土地増價税は後日地租附加税に代るべき收入を地方公共團體に與ふること無しと謂ふ可らず、是れ決して空想に非ず、累進稅法による土地増價税の賦課は、土地所有者に對し、現時の地租附加税よりも負擔し易き負擔にして、而して地方團體に取ては、頗る重要な稅源たるべきは、外國の例に鑑るも疑を容れず、例へば獨逸にては、フランクフルト市の土地増價税收入は千九百六年度に於て三百九十九萬馬克を超え、同年度に於ける市の總收入約三千七百萬馬克に對しては一割以上、又租稅收入の千九百四十四萬馬克に對しては二割以上の稅額を示し、市に取ては所得稅に次ぐ收入にして、家屋稅及び營業稅の收入よりも遙に多き稅

源なり、又キヨルン市の如きは人口五十萬に充たざるも尙土地増價稅として千九百五年度に二十八萬七千馬克餘、千九百七年度に於て三十八萬五千馬克餘を取得したり、此の如く土地増價稅の收入は侮るべきに非ず、吾國に於ける地價騰貴の勢に就て察するも、土地増價稅にして一たび實施せらるゝことあらんには、必ずや久しき後に於ては市町村に取て好個の一大稅源たるべきを疑はず、其の時期に及びては地租の附加稅は之を廢止するを以て得策とすべけん。

五三、獨占會社と獨占稅

地方公共團體に取ても中央政府に取ても、獨占的營業會社に對する適當なる課稅は今後に於ける好個の財源たるべし、瓦斯電燈

電車事業の如き、夫の水道事業と同じく之を市の直接經營と爲すに非れば、之が營業會社に對して營業利益の一部を市に納附せしむる條件の下に私營を許すに於ては、市民は爲に幾分か市稅の増徴を免かるゝを得べし、東京市の如きは東京電燈會社の電燈料引下運動却々に熾なるも、若し東京市と電燈會社との間に特別の報償契約成立し居りたらんには、電燈會社が不當の利益を貪る場合に於ては、此の利益の一部は當然市民の市費負擔を輕減する上に用ひらるべかりしに、斯かる特別契約の存在せざるが爲に、電燈會社に對しては唯電燈料の引下を迫るの外途なきなり、此の事例に鑑るも、獨占的公共事業に對しては、市は市營主義によりて自から之を經營するか、若くは私設會社に之が營業を委するに於ては、豫じめ一定の報償條件の下に、獨占利益の分配を要求せざる可らず、

此の要求は夫の土地増價稅と其の根本思想を一にし、土地所有者が社會の進歩に連れて地價の騰貴するがため、偶然に獲取する利得の一部を國家若くは地方公共團體に分配せしめんとする主義は、之を獨占會社の經營に適用すれば則ち報償の要求と爲る、是れ社會公益の爲にする獨占事業も亦社會の進歩に連れて、益々獨占利益を多くすること、自然的獨占たる土地の所有者が獨占利益を取得すると異なる所なければなり、故に土地増價稅の正當なる課稅たるを認る者は同時に獨占會社に對する獨占稅徵收の同じく至當なるを承認せざる可らず、而して此の主義は之を地方公共團體に於て之を採用すべきのみならず、中央政府に於ても同様の理由の下に採用するを以て幾許か國庫の財源を厚うする所以なりとせん、之を採用するに於て差當り特別課稅問題の目的物たるべき

ものは、兌換券發行の特權を有する日本銀行を始め、朝鮮銀行及び臺灣銀行に對する獨占稅の賦課なるべく、之に次では同じく獨占的營業たる取引所稅なるべし、日本銀行は現に兌換券發行稅を徵收せられつゝありと雖も、兌換券發行稅は普通の營業會社に對する營業稅類似のものに過ぎざるが故に、之あるの故を以て其の獨占權に對する特別の報償を免かるゝと能はず、取引所稅は當業者より曰へば其の重稅たるを愁訴する者尠からずと雖も、是とても尙增收の理由なきに非ず、概して言へば、利益の在る所には租稅あり、獨占利益の在る所には必ず獨占稅なかる可らず、此の方針を擴充して之を中央地方の財政に施さんことは實に現代租稅政策の要求する所なり。

五四、日本銀行と取引所

政府は明治四十四年度豫算に於て兌換券發行税として一百三萬二千八百餘圓を、又取引所税として三百六十六萬一千餘圓を計上したり、若し前章に論じたる課税主義に基づき、日本銀行に對しては現時の兌換券發行税以外、新たに其の利益に對して獨占利益税を課し、日本銀行と同様の獨占權を有する朝鮮銀行及び臺灣銀行に對しても同じく獨占税を賦課することゝし、取引所に對しても亦政府をして現在以上獨占利益の分配に與からしめば、此の種の國税は今後年と共に國庫の好財源たるべきを疑はず、兌換券發行銀行と曰ひ取引所と曰ひ、國民經濟の發展に連れて自然に其の獨占利益を増進すべきが故に、國家は是等の營利會社に對して法

律上獨占權を與ふる報償として當然一定の條件の下に獨占利益の分配に與かるべき權利あり、此の利益配分法は之を如何にすべきやは議論の岐るゝ所ならんも、吾國に於ける金利を基礎として之を言へば、是等の獨占會社が其の純益中より株式に對して年五分の配當を爲したる殘餘の益金に對して政府は其の半額を要求し、他の半額を更に株式に配當して第一次の配當と合せ年一割に及ぶに於ては政府は更に殘餘の半額を徵收し、以下之に倣うて株式に對する配當が五分を加ふる毎に政府は配當後の利益殘額の半額を徵收するを以て最も公平なる課税法と爲さん、殊に日本銀行の如きは比年財政膨脹の結果、勞せずして年々巨大の利益を獨占し、明治四十三年二月には其の所謂特別利益なるものを株主に配當せんが爲に必要も無きに資本の増加をさへ行ひたり、斯かる

事情の下に於ても政府は單に發行税を徴收する以外、何等獨占利益の配分に與ることを得ざるは法律上の一大缺陷ならずや、取引所税に關しては當業者の苦情尠からず、減税は取引所改善の唯一手段なりとは嘗て當業者團體の公表せる意見なるも、定期取引即ち事實上の投機賣買にのみ課せらるゝ租税と取引所改善問題とは全然沒交渉なるのみならず、定期賣買の委託者が取引所税あるが爲に負擔する費用は現時の實情に照らし、更に之を増加し得べき餘地十分なりと謂はざる可らず、投機賣買者に取ては手数料の如き固より打算外に屬し、直取引若くは延取引に要する費用とは自から其の性質を異にす、隨うて負擔の難易同日の論に非ず、外國の例に比較するも尙増徴の餘地あるべし、故に日本銀行に對する特別課税と共に取引所税増徴の至當なるを認む、而して日本銀行

以外、朝鮮銀行も臺灣銀行も其の獨占權に對して報償の義務を免かるゝこと能はざるは勿論なり。

五五、烟草專賣收入

政府の烟草專賣收入は地租及び酒造税に次ぐ重要なる財源にして明治四十三年度には專賣益金五千五百六十八萬餘圓と豫算せられたり、最近五個年の專賣收入を見るに、明治三十九年度には三千二百五十餘萬圓、四十年度には三千五百六十餘萬圓、四十一年度には四千九百三十餘萬圓、四十二年度には四千三百六十餘萬圓、大勢に於て著るしく其の収益を増加しつゝあるは、烟草の如き生活の必需品に非るも、而かも他に代用品なき消費物は、價額の騰貴に拘らず、人口の増加と生活程度の向上に連れて益々其の收入

額を増加すべき事實上の證明なり、故に烟草の價格に於て更に二割乃至三割を高くしたりとて、爲に烟草消費額に減少を來すべき虞なきのみならず、烟草に對する嗜好は上等品より下等品に移ること能はざるを以て常と爲すが故に、縦ひ價格騰貴の爲め、或は一時勉めて下等烟草を用ひんことを試むることあるべきも、價格騰貴の觀念が漸く薄らぎ去るに連れては、自から舊時の嗜好程度に復歸するは普通の現象なり、隨うて價格の引上は專賣收益を減ずること無く、兩者は大體に於ては比例的に進むものと豫想するを妨げざるなり、佛國政府の烟草專賣收入は千九百十年度に於て邦貨約一億九千七十二萬餘圓と豫算せられ、佛國政府總歲入の約一割二分を占め、之を人口割とすれば、一人につき約五圓の負擔と爲る、伊太利政府の烟草專賣收入は千九百十年度に於て我が約一億

九十萬圓にして總歲入の約一割三分に當り、人口割とすれば一人につき我が約三圓二十錢の負擔に當る、烟草價格の低廉なるは固より喫烟者の希望する所なりと雖も、政府の財政事情にして避け難き必要ありとすれば、此の方面に於て國費を負擔せんことは國民の比較的容易とする所なり、假りに烟草の專賣益金を概算五千萬圓とすれば、之に二割を加れば一千萬圓、三割とすれば一千五百萬圓となる、之なきも烟草專賣益金は人口の増加と國民生活程度の向上とに連れ、其の自然的増加を期待し得べきこと、過去の成績に就て安全に看取せらるゝ所なるも、此の自然的増加に重ぬるに更に人爲的引上を以てするも、財政的必要の前には國民は忍んで之を是認せざる可らず、所得税の如き若くは營業税の如きは、税率の引上は租税の逋脱を助成するが故に、收税額の自然的增收と其

の人爲的増收とは、現時の稅率以上には兩立すること能はずと雖、烟草に至りては、兩立の餘地尙存在するを疑はず、此の論喫烟家の好まざる所なるべきも、背に腹は換へられず、國家財政の爲に試に之を言ふ。

五六、郵便收入（其二）

郵便電信及電話收入は三十九年度には三千四百九十餘萬圓なりしが四十四年度豫算には四千八百五十八萬餘圓と計上せられ、最近五個年間に於ても増收の速度甚だ顯著なり、是れ吾國に於ける文化進歩の半面を語るものと謂ふべく、人口一人に對する郵便物の平均が明治三十七年度の二・七四より四十二年度の二・八〇五と爲れる如き固より迅速なる増加と見るべしと雖、之を諸外國

に於る郵便物の取扱數に比すれば、前途尙増進の餘地綽々存在するを豫想せざるを得ず、千九百九年度に於ける英蘭土及びウエールスに於ける書狀郵便取扱數は二十四億八千二百六十萬通にして、我國に於ける明治四十二年度の書狀郵便數三億三千萬通に比すれば約八倍に近く、英蘭土、蘇格蘭及び愛蘭土を合すれば、書狀郵便取扱數の人口一人に對する千九百九年度の平均數は六十五通と計算せられ、郵便葉書の取扱數は、平均一九・三、書籍郵便は平均二・一・三、新聞紙は平均四・五と爲る、佛國に於ては千九百七年度に於て書狀郵便の取扱數十一億三千三百九十餘萬通にして、尙吾國の三倍餘なり、郵便葉書其他の郵便物を合算すれば二十七億八千四百餘萬にして吾國に於る明治四十二年度の通常郵便物合計十四萬六千六百餘萬に比し、約二倍の多きを示せり、獨逸帝國に至りては

郵便物取扱數殊に多く、帝國中バヴァリア及びウエルテンブルグの二個國以外は一の帝國郵便區域を組織し、此の郵便區域内に於ける郵便取扱數とバヴァリア及びウエルテンブルグに於る取扱數とを合算すれば、千九百八年度に於て書狀郵便は二十九億五千八百餘萬通、郵便ハガキは十六億二千三百萬餘、印刷物は十六億四千百餘萬、新聞紙雜誌は十九億九十餘萬、之に其他の郵便物を合算すれば、一年間に於る郵便取扱數は八十五億四千九百餘萬と爲り、我國の明治四十二年度に於る取扱數に比し約六倍の多きに在り、北米合衆國に至りては千九百九年の郵便物取扱數二百二十六億六千三百餘萬と報告せられたり、故に是等諸外國の實例に就て考ふるも吾國に於ける郵便物取扱數が今後年と共に益々増加すべき餘地を存するは、推測に難しとせざる所にして、現時書狀郵便が

人口一人につき一年約六通餘に過ぎざるものが、將來現時の英國に於けるが如く、一人平均六十五通と爲り、佛國に於るが如く約二十八通と爲るの時必ず到來すべきを疑はず、随つて政府の郵便收入は年と共に自然に増加すべきは、他の租稅收入の自然的增收よりも寧ろ確實なる豫想たるべきも、此の自然的增收の趨勢に加ふるに更に多少の人爲的增收策を試むるも、爲に其の自然的增收の趨勢を阻礙する結果に終らざるべきは、前年の郵稅引上の結果に徴して疑を容れざる所なり。

五七、郵便收入(其二)

郵便代の引上は固より煙草價格の引上と同様に論すべきに非ず、然れども今後若し他に増稅若くは新稅の餘地なしとすれば勢